

スポーツと健康、みどりと人とのふれあいづくり

県立保土ヶ谷公園

平成26年度 事業計画書



公益財団法人 神奈川県公園協会

事業計画書（目次）

1 基本方針・経営計画

計画書 1	「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」	1 ページ
計画書 2	「本公園の管理に向けた参加意欲及び抱負等」	6 ページ
計画書 3	「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」	9 ページ

2 実施体制等

計画書 4	「執行体制の内容」	12 ページ
計画書 5	「緊急時の体制」	15 ページ
計画書 6	「人材の育成計画」	19 ページ
計画書 7	「諸規程の整備」	21 ページ
計画書 8	「公園の安全管理」	23 ページ
計画書 9	「利用者への対応」	27 ページ
計画書 10	「利用促進方策」	31 ページ
計画書 11	「自主事業の運営」	37 ページ
計画書 12	「地域や関係機関との調整」	39 ページ

< 付属書類 >

- 維持管理計画書
- 設備法定点検等一覧
- 委託予定業務一覧表

なお、事業計画書の数量、時期、内容等は変動の要素がある。

計画書 1 「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」

保土ヶ谷公園は、昭和 23 年に始まった県の**総合運動公園整備事業**により、野球場やサッカー場が整備され、県内の**公園事業の先駆け**となった公園です。本公園内の硬式野球場は、これまで高校野球のメッカとして数々の名勝負が生まれ、ラグビー場は人工芝となり天然芝のサッカー場とともに**国際ルールにも対応する舞台**として、広く県民に親しまれています。また、テニスコートや多目的グラウンド、体育館など、**気軽にスポーツや健康づくりを楽しめる施設**も整備されているほか、早春の梅園鑑賞や桜の名所として「かながわの花の名所 100 選」に選ばれるなど、スポーツだけでなく、**四季折々の植物の変化を楽しむ**ことができる公園として、親しまれています。

私たちは、本公園の管理運営の受託者として、長年にわたり、野球場やサッカー場など高水準に整備されたスポーツ施設から、テニスコートなど一般向けのスポーツ施設の維持管理に携わり、スポーツ競技者や愛好者から**高い評価**を頂いてきました。さらに、人口の過密化が進む地域における、貴重なオープンスペース、レクリエーション空間としての機能を高め、**各種イベントの開催や県民参画による公園づくり**にも取り組んできました。

私たちは、本公園の整備方針や特徴、これまでの取組みを踏まえ、総合的な管理運営方針を「**スポーツと健康、みどりと人とのふれあいづくり**」として、また、管理運営の 3 つのテーマを掲げて、一層の県民サービスの向上と**経費の節減**につとめた管理運営に取り組めます。

[総合的な管理運営方針]

総合的な管理運営方針

「スポーツと健康、みどりと人とのふれあいづくり」

管理運営のテーマ

スポーツとのふれあい、
健康づくりの発信



みどりを守り、育て、
活かした魅力づくり



県民に親しまれ、交流の
場となる公園づくり



[管理運営方針]

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた管理運営の推進

管理運営の 3 つのテーマを実現するために、それぞれ、以下の管理運営に取り組めます。

ア スポーツとのふれあい、健康づくりの発信

誰もが気軽にスポーツとふれあい、健康づくりに取り組める環境をつくります

- 供用時間の拡大の検討など、更なるサービス向上の迫及
- 子供からお年寄りまで、誰もが楽しみながら参加できるニュースポーツ講座や健康づくり講座などの開催
- スポーツや健康に関する企画展示、講演会をとおしたスポーツ文化の発信

- 県内在住のプロスポーツ関係者（県アスリートネットワーク）との連携による、スポーツとのふれあいの場の提供
- サッカー場やラグビー場、硬式野球場などの高水準に整備、管理されたスポーツ施設の利用体験プログラムの企画と開催
- 平成 23 年から運営開始となったプールについては安全と満足度の高い利用環境の提供を行います

[平成 26 年度実施計画]

- H21 年度から利用方法が変更されたサッカー場は H21・22 年度に利用状況を検証した結果、H23 年度以降引き続き利用枠を現行のまま実施していきます。
- 体育館はH25 年度から供用時間を延長して営業しており、夜間の実績利用率も高いことから継続実施していきます。
- H21 年度から実施しているヨガ教室は健康づくりとして好評のため、今後もマタニティヨガ教室等拡大し実施します。
- スポーツの紹介や健康づくりのため、会場の提供や講演会等を実施します。
- プロスポーツ関係者等との連携による、ふれあいサッカー教室や H24 年度から神奈川新聞社と協働でマスターズ甲子園メンバーの協力を得て開催している野球教室等の施設利用体験プログラムを実施します。
- 硬式野球場、サッカー場、ラグビー場等の高度管理スポーツ施設利用体験のため、野球教室、芝生ふれあいサッカー、人工芝体験等を実施します。



芝生ふれあいサッカー教室



野球教室

イ みどりを守り、育て、活かした公園の魅力づくり

みどりの特性を活かして、公園の魅力を創りだします

- 動植物や景観にも配慮した斜面樹林の保全
- 「花のプロムナードづくり」による、園路沿い空間の季節の草花による修景
- 公園の樹木を代表するウメ（梅園）やサクラなどの花木の健全育成
- 高木化、高密度化、高齢化の進んだ樹木の健全育成と倒木などの事故防止策の推進
- 斜面樹林を活用したプレイパークなどの場の創出

[平成 26 年度実施計画]

- 動植物や景観保全のため、引き続き斜面樹林の保全を図ります。
- みどりと憩いの景観づくりとして、保全を図ります。イチョウ坂から花見台までの園路沿いが整備されたことから、更に「花のプロムナード」として充実に努めます。
- ウメ、サクラなど景観木や花木の、健全育成を図るため、樹木の手入れを実施します。
- 倒木や枯損木・病害木等の早急な処理、高木化の進む樹木の手入れを実施し、樹木の健全育成を図ります。
- 斜面緑地の樹林を、冒険遊びのできるプレイパークとして活用する計画を本格実施しており、今年度以降も引き続き実施します。
- 公園内の樹木に親しんでもらえるよう、23 年度には、近隣高校と協働で代表的な樹木等に樹名札の取り付けを実施しました。24 年度以降も樹名板の更新を行い、ホームページには引き続き花情報を発信していきます。

ウ 県民に親しまれ、交流の場となる公園づくり

公園利用とコミュニケーションの促進に努めます

- 地域と一体となった、親しまれるイベントの開催
- 公園展示資料館や公園管理事務所を活用しパークセンター的な機能の提供（絵画や写真愛好家等の作品発表、軽音楽やコンサートの会場、地域住民の活動の場など）
- 梅まつりやイチョウのライトアップ、森の遊び体験等のイベントを継続、発展させた地域に親しまれる公園作り



梅まつり

[平成 26 年度実施計画]

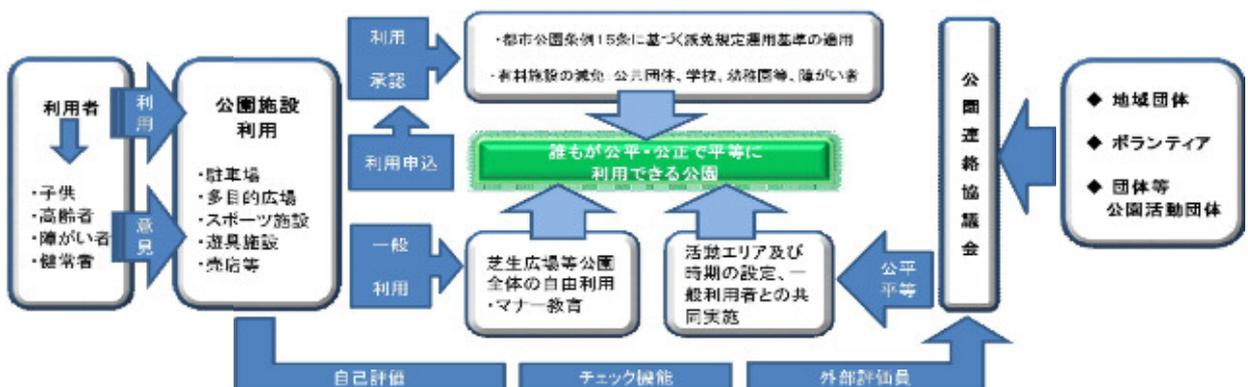
- 22 年度より公園ギャラリーの常設展示を行い、展示とコラボしたワークショップやコンサート等も開催しました。26 年度は更に地域や公園利用者に喜ばれ親しまれる各種イベントを充実させ実施します。
- 公園ギャラリーや多目的スペース等を活用して、公園情報の紹介や、スポーツ大会の運営や各種教室の開催、写真展等の作品発表、公園ボランティアや地域活動の場として提供します。
- 22 年度より夏まつりキャンドルイベントや区民まつりを新たに開催し、住民のやすらぎや地域交流の場となるよう実施を継続しています。26 年度は引き続き既存の梅まつり、ライトアップ、森の遊び等とともに公園の中心的イベントとして更に地域に親しまれる年間行事として定着させていきます。
- ピクニック広場ややすらぎ広場など、安心安全快適に利用できる場を確保し提供します。

(2) 利用者の平等な利用の確保

- 本公園は都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、常に平等かつ公平・公正な取り扱いによる安全で快適な管理運営を行う責務があります。そこで、私たちは、本公園の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条第 2、3 項の主旨に則り、正当な理由のない限り、利用を拒まず、特定の個人や団体の利用を優先することのないようにします。
- 年齢や体力、障がい、言語（国籍）に関わらず、本公園を訪れる方々がそれぞれの目的で、公園の魅力を満喫し、楽しめる管理運営やイベントの企画運営に取組みます。
- 「利用者ニーズの把握と公園資源の活用方法の検討」や「施設の平等利用の検証と改善」「利用促進に向けた企画」等をとおして、平等利用の確保と促進を図ります。
- バリアフリー対応、職員の人権・接遇教育など、平等利用のあり方について、常に検討し改善に繋がります。
- 利用者の価値観も千差万別であるため、中には不適切な利用や要望もあります。そのような利用者に対しても丁寧な説明により理解を求め、特定の利用者の意見に偏らないよう配慮します。
- テニスコートなどスポーツ施設の予約などにおいて、利用者が平等、公平な利用機会を確保します。

[平成 26 年度実施計画]

- 「公の施設」である都市公園の指定管理者として、平等、公平、公正を基本に管理運営にあたります。
- 利用者の年齢や障害などにかかわらず、利用者すべてに対して、公園の魅力高め、楽しめる公園としての管理運営やイベント企画を推進し、施設の利用改善やバリアフリー化を図り、さらに職員の教育に努めます。
- 利用者の要望を適切に判断し、施設利用者が平等、公平な利用機会を確保できるよう努めます。



(3) 利用者や地域住民等に配慮した管理運営の推進

公益法人としてこれまで県立公園をはじめとする公の施設の管理運営に取り組んできた**経験と実績を踏まえ**、利用者や地域住民に配慮した管理運営に取り組みます。

ア 利用者の声を受け止め、反映する管理運営

- 利用者からの声は、本公園の魅力を向上させ、より良く管理運営（改善）するための**貴重な情報源**と捉え、それらの収集・記録・対応を図ります。
- 県民の**利用ニーズや改善要望を把握**するため、イベント時のアンケート、運動施設利用者やボランティアとの懇談会を通じ、**管理運営や利用促進プログラムに反映**させます。
- 地域住民をはじめとする県民で構成され、公園の利活用を検討している**市民ボランティア**と連携し、県民の意見を反映した管理運営に取り組みます。

[平成 26 年度実施計画]

- 公園利用者からの要望等の意見を記録保管し、管理運営に反映します。
- 各種大会時やイベント時のアンケートや公園ボランティア等の意見などを記録保管し、管理運営に反映します。
- 県民で構成された**市民ボランティア**などの意見を記録保管し、管理運営に反映します。

イ 利用者や地域に信頼される管理運営

- 公園の平等利用、利用者の声を大切に管理運営をはじめ、トイレなどの清掃の徹底や遊具の確実な点検など、適時の適切な維持管理を通して安心して安全、快適に利用できる環境を提供し、**利用者や地域に信頼**され、**誇りとなる**ような管理運営を行います。
- 県民や地域との連携による管理運営やイベントなどの開催を通じて、管理運営についての理解、**コミュニケーションの促進**、**地域の活性化**に繋がる運営を行います。
- 高校野球神奈川県大会など大規模なスポーツ大会は、多くの来園者が見込まれるため、競技団体や地元警察署等の関係機関と調整を図りながら、一般利用の妨げや周辺の道路渋滞防止に努め、利用者や地域に迷惑をかけないように努めます。

[平成 26 年度実施計画]

- トイレ清掃の徹底や、遊具の確実な点検などを正確に行い、利用者、地域が安心して公園利用できるような管理運営に努めます。
- 県民、地域と連携した管理運営や梅まつり等のイベントの実施に努め、地域とも交流を深めながら、地域の活性化に繋がる管理運営を図ります。
- 高校野球大会時など利用者が増大する時期は、主催者、警察、市、地域等と連携し、公共交通機関利用の呼びかけ、関係者車両数の制限、交通整理員の配備など、各種の交通渋滞の防止対策を実施します。

(4) 環境に配慮した管理運営の推進

環境保全型行政に率先して取り組む県の環境方針を踏まえ、本公園では、環境に配慮した公園の管理運営を行います。



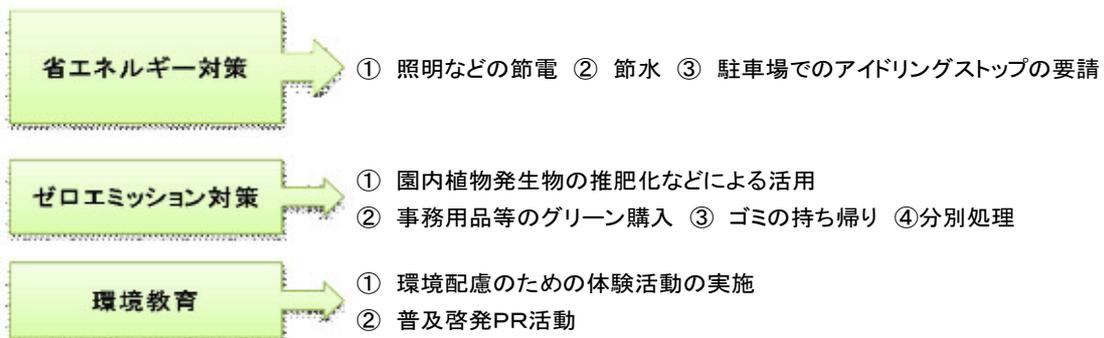
ア 利用者への環境配慮の伝達と管理運営に係る環境保全の必要性

公園は水、緑、大地、生き物などからなる環境の総合体であり、みどりが清浄な空気を生み、都市気象の緩和や生物の生息環境の提供など、私たちの豊かな生活環境に大きく貢献していることを伝えます。そして、本公園のみどりの特性を生かしたイベントなどを通して、環境に配慮した管理運営を行います。

[平成 26 年度実施計画]

○22 年度より公園の持つ自然環境を生かしたプレイパークをスタートさせ、23 年度以降は年間を通して開催しています。26 年度は整備された森とせせらぎゾーンを含め、引き続き樹林の中で行う森の遊びなど、環境保全の意義を再確認できるイベントとして、都市のみどりや環境保全の必要性を伝達できる運営を行います。

イ 具体的な環境保全管理への取り組み～地球温暖化防止への取り組み～



私たちは、今後も環境配慮の視点で、定期的に管理運営項目を見直し、改善を図りながら環境にやさしい取り組みへの努力を継続します。

[平成 26 年度実施計画]

○22・23 年度に於いて水道管の漏水修繕を早期に行い、節水に力を注いできました。また、日頃より節電には努めておりますが、特に 23 年度以降は電力の使用制限を受け、可能な限りの節電対策（ナイターや噴水設備の使用制限など含む）を実施しています。今後も大量にエネルギーを消費する、大規模有料施設での節電や節水の呼びかけを継続して実践していきます。

○園内発生した樹木のチップ化再利用や、環境学習会や自然活用イベントの実施など、環境配慮の姿勢で業務を遂行します。

○節電対策及び環境教育として公園管理事務所及び体育館のグリーンカーテンの設置を継続して行います。

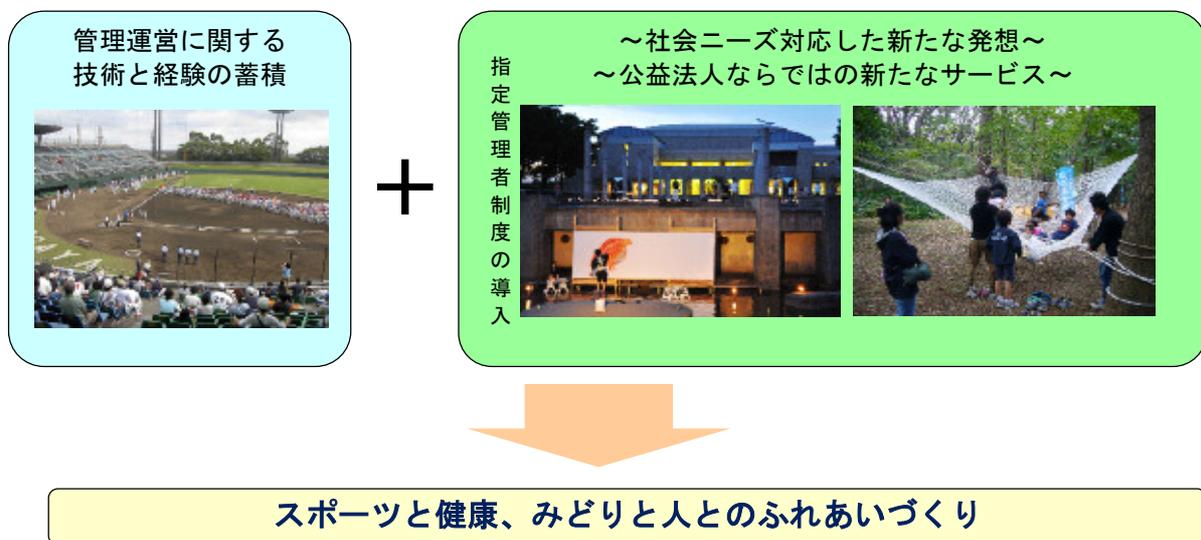
○管理事務所や体育館にペットボトルのキャップ回収ボックスを設置し、リサイクルすることで、発展途上国のこどもにワクチンを贈る運動にも役立っていきます。

計画書 2 「本公園の管理に向けた参加意欲及び抱負等」

私たち**公益財団法人神奈川県公園協会**は、昭和 50 年の設立以来、都市公園及び自然公園利用施設等の適切な運用及び維持管理、利用増進を図り、「**県民の健康、やすらぎ、快適な生活の推進に寄与することを目的とした公益法人**」であり、「公の施設の管理運営実績」には県民から**高い信頼と評価**を頂いています。

本公園においてはこれまで、管理受託者としてスポーツ施設の予約から料金徴収、利用前後の整備といった一連の対応をスタッフ一丸となって取組むとともに、「安全、快適な利用のための適切な施設管理」、「動植物等の保全と育成」、「地域や市民団体と協働した公園づくり」、「利用者サービスの向上」などに取組み、本公園の魅力や資源を活かし、向上させる技術と経験を蓄積してきました。

本公園への指定管理者制度の導入に当たり、私たちは、これまでの**管理運営に関する技術と経験の蓄積を活かす**と同時に、**刻々と変化する社会ニーズに敏感に対応した新たな発想**により、**公益法人ならではの新たなサービス**を、県民のみなさまに提供し続けたいと考えます。



(1) 応募者自身のノウハウを活かす提案

私たちは、これまでの**公益的な取組み**を通して築いた4つのノウハウに基づき、総合的な管理運営方針である「**スポーツと健康、みどりと人とのふれあいづくり**」を目指し、本公園を舞台とした生きがいのある暮らし、人と人との出会い、地域のコミュニティ形成等に寄与します。

- **「公の心」を育み、誰からも愛される質の高い公園づくり**
⇒誰もが気軽に安心して利用、参加できる健康づくりやスポーツ講座を始めとした運動施設の平等利用や利用促進を図ります
- **かながわの郷土愛を醸成し、新しい喜びを展開する公園づくり**
⇒歴史ある本公園の新しい活用を見出し、県民のニーズの変化に対応した親しまれる公園を目指します
- **人と地域とともに育つ公園づくり**
⇒地域や市民団体との協働によるイベントの開催やコミュニティの醸成を行います。
- **多様な生物が育む資源循環型の公園づくり**
⇒動植物に配慮した斜面樹林の保全や、資源のリサイクル推進など環境に配慮した維持管理を行います

(2) 参加意欲及び抱負等がわかる具体的な提案

公益法人としての使命を担う私たちは、具体的な「スポーツと健康、みどりと人とのふれあいづくり」を通じて、県民の健康で豊かな生活の推進に貢献致します。

ア 地域と協働した地域に親しまれる公園づくり

- これまで、梅まつりやイチョウのライトアップなどのイベントを通じて取組んできた地域に親しまれる公園づくりを継続、拡充します。
- 地域の自治会等との連携も図り、夏祭りキャンドルイベントや野外コンサートといった企画を指定管理期間中の開催に向けて検討し、地域に親しまれる公園づくりを行います。
- 一年を通して花木や草花の美しい景観を楽しみ、親しみのある公園となるよう、ボランティアとの協働による花壇づくりや、林床修景による「花のプロムナードづくり」に取組みます。

[平成 26 年度実施計画]

- 地域に親しまれる公園をめざし、名物となった梅まつりやイチョウ並木のライトアップに加え 21 年度より開催の夏祭りキャンドルイベントや冬場に園内をイルミネーションで飾ったイベントは新たな夏・冬の風物詩ともなってきました。26 年度は引き続き充実を図っていきます。
- 21 年度より地域自治会等や中高学校吹奏楽部などと連携したコンサート、22 年度より保土ヶ谷区との連携による区民まつり、ほどがやわくわくプレイパーク、保土ヶ谷フリーマーケットなどのイベントを実施してきました。26 年度は引き続きこれらを継続してより充実させるとともに、横浜市農政局との協働で開催している朝市も地域の名物となるよう充実させていきます。
- 草花のあふれる公園を目指し、ボランティアなどと協働した花いっぱい活動などを実施してきました。引き続き園内花壇の計画的な管理を実施するとともに、イチョウ並木から花見台までの園路沿いを「花のプロムナードづくり」として更に整備・充実に努めます。
- 地元の民間企業や学校などの社会貢献活動受入れの場として、体制を整えていきます。

イ スポーツとの触れ合う機会の創出

- 競技する、観戦するといったスポーツとの関わりに加え、数々の熱戦や感動、スポーツや健康づくりに関する様々な情報の展示や講演会を開催し、「スポーツ文化の発信」に取組みます。
- 県内在住のプロスポーツ関係者(県アスリートネットワーク)との連携によりスポーツ講座等を開催し、第一級のスポーツ選手と市民がスポーツに触れ合い、楽しむ機会を創ります。
- 供用時間の拡大による利用者サービスの向上を検討します。

[平成 26 年度実施計画]

- スポーツ文化の発信を具体化するため、スポーツや健康づくりに関する情報の展示紹介や専門家等との意見交換会や交流会などを実施します。
- 公園利用者と第一級のアスリートとがスポーツに触れ合い楽しめる機会を創設できるよう調整します。
- 21 年度に供用日の変更(土日集中)をしたサッカー場は利用を検証した結果、利用者の利便性と芝のメンテナンスが可能なことから引き続き現行を継続します。また、体育館はH25 年度から供用時間を延長して営業しており、夜間の実績利用率も高いことから継続実施していきます。

ウ 健康づくりの支援

- 日頃の練習成果を発表するバレーボール大会等のスポーツ大会の開催や県の「3033運動」との連携、「健康」をキーワードとした誰もが参加できる体操教室やニュースポーツ教室を開催し、県民の健康づくりをサポートします。

[平成 26 年度実施計画]

- 公園施設利用者等を募り、バレーボール・バドミントン大会、健康ヨガ教室やニュースポーツの紹介等を行う公園スポーツまつりを開催して、県民の健康づくりをサポートします。
- 22 年度で健常者と身障者が共に競技できるローリングバレー大会等を検討したが、身障者の車乗り入れで継続性が保てないので断念。

エ 緑と自然にふれあう機会の創出

- ふれあいサッカー教室やサッカー場の一般開放を通じて、天然芝に触れる楽しみを提供します。
- 樹林地やプール周辺の水辺空間を利用して、公園の生き物観察会、森の遊び体験、緩い斜面を活用したプレイパーク等を開催し、都市に生活しながらも身近な自然と触れ合う機会を継続して行います。

[平成 26 年度実施計画]

- 管理の行き届いた天然芝を体験してもらうため、芝生ふれあいサッカー教室、一般利用者への天然芝体験など、緑に触れ合う機会を提供します。
- 公園の特徴である、自然樹林での観察会やヤゴの救出観察会（22～24 年度はプール工事中のため休止）、樹木と触れ合う森の遊びなどを開催し、身近な自然と触れ合う機会を提供します。
- 21・22 年度に自然地形を利用して冒険遊びができるプレイパークを試行、公園の再整備状況と調整しつつ、23 年度から本格実施しました。24 年度以降新たに整備される森とせせらぎゾーンやわんぱく広場も含め、さらに充実した活動に発展させていきます。

オ 公園資料展示館及び公園管理事務所の利活用

公園資料展示館及び公園管理事務所を利用して、一定のルールのもと、地域活動やボランティア活動の拠点、写真・写生等愛好家の作品発表の場、クラフト教室の会場、会議や打合せ場所など、多様な利用ができるよう再整備を行い、交流の場をつくります。

- 健康状態などを測定する血圧計、ストレスチェッカー等を設置して、運動前後の状態を確認したり、ニュースポーツに使用する道具の貸し出しを行います。

[平成 26 年度実施計画]

- 公園資料展示館や公園管理事務所多目的スペース等を利用して、写真や絵画などの作品発表の場や、地域活動やボランティア活動の拠点、ヨガ教室、パッチワーク教室、園芸教室、クラフト教室等の活動、交流の場を提供します。
- 公園の新たな顔として 21 年度より公園資料展示館のギャラリー運営は写真や絵画、陶芸、参加型の企画展示など絶えず開催してきました。26 年度も引き続き公園利用者がいつ来ても見られる魅力あるギャラリーを目指します。
また、隣接するカフェと合わせ「くつろぎの空間」として、軽音楽やコンサートも定期的に開催します。
- 公園管理事務所の多目的スペース等では他の県立公園を含む公園情報の提供や来園者の休憩場所、簡単な打合せ場所として開放します。
- 23 年 5 月より開設した公園管理事務所 2 階の会議室を地元自治会や文化サークル及び公園利用の促進に資する団体の会議や研修の場として提供します。

計画書3「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」

本公園は高水準な大会にも対応する硬式野球場やサッカー場から一般利用に対応したテニスコートや軟式野球場など、様々なスポーツ施設が整備されています。

また、斜面にはマテバシイなどが大きく生長し、園内には季節を彩るウメやサクラ、数々の花木や草花が植えられています。スポーツ施設に加えて、遊び場や広場も整備され、日常的な利用から週末のレクリエーション利用まで様々な利用に対応した公園となっています。

(1) 当該公園の特性と課題について記載してください。

本公園の立地条件や整備内容をもとに、主な特性と課題を以下に示します。

特性	施設	特性と課題の内容	課題
高水準な大会から一般利用まで対応するスポーツ施設の整備	硬式野球場	高校野球の大会を始め、社会人野球から学生野球、一般人の利用まで 幅広い需要 がある。加えて一般利用も加わるため申込の競争率も高く、多少の荒天でも利用せざるを得ないなど、 グラウンドコンディションの維持が課題 である。	高頻度の利用に対応した維持管理
	サッカー場	夏冬を通して天然芝上で利用可能なことから 非常に人気が高い が、維持管理には 年間を通した綿密な手入れが必要 で、利用可能日数が制約される。	
	軟式・少年野球場	早朝利用が可能で 利用頻度が高い 。雨天時に グラウンドの水はけが悪い のが維持管理上の課題である。	
	テニスコート	平日も含め 利用頻度が高い 。H21年度にコートの改修工事があり、コートコンディションは最良。周辺の高木からの枝の落下や落葉の堆積などがある。	
	ラグビー場	新設の人工芝で 多目的に利用が可能 であり、天然芝に 比べ管理が不要 で、利用日も多く設定できる。ラグビー利用は土日に多い傾向がある。	
	体育館	園内で数少ない屋内運動施設 であるが、 施設の老朽化が目立ってきており 、雨漏りする箇所がある。	施設の老朽化
	プール	23年度にウォータースライダーを有するプールとしてリニューアルしたことから、利用者に安全で快適な環境を提供するため、施設の機能維持が必要 である。	施設設備の維持管理
斜面林の保全と四季折々の花による修景	斜面樹林	園内木は被圧木も多く、間伐や除伐の時期にあると思われる。そのため枯損木などの増加が考えられる。	高密度化と高林齢化
	梅園	100本以上の梅が咲く梅園は、 梅まつりとともに地域に定着したが 、ウメの木の生長が進み、 被圧木が多くなっており、更新等が必要 になっている。	
	花壇	園路沿いや公園展示資料館前、花見台交番付近の花壇などの整備が進めてきたが、全体的には、まだ少なく、運動施設が主体のイメージが強いことから、さらなる 花壇の充実 が課題となっている。	花による修景
県民に親しまれ、交流の場づくり	管理事務所周辺	管理事務所及び公園資料展示館は、公園の核としての機能を持つ。	安全で利用しやすい環境づくり
	アートホール周辺	かながわアートホール前のいこいの広場は、 噴水や流れもあり 、平日、休日を問わず 安らぎの場 となっている。	

(2) 公園の特性と課題を踏まえた現在の管理水準以上の具体的な提案

ア 特性と課題を踏まえた維持管理の提案

本公園における特性と課題の整理、及び維持管理基準に記載された事項を踏まえ、これまで培った維持管理の技術やノウハウも活かしながら、さらに視点を一歩進め、維持管理基準には現れない配慮事項やポイントを押さえた適時、適切な維持管理、効率的な管理運営に努めます。

特性と課題を踏まえた具的提案を以下に示します。

課 題	管理の考え方	施設名	具体的提案
高頻度の利用に対応した施設管理	○季節の利用変動を理解した維持管理 ○施設毎の開設年数を考慮した維持管理	硬式野球場	○芝生の管理状態に応じて、以下の2通りの管理体制で維持管理を行います。 ①高水準の品質管理が求められるグラウンドの芝生管理については、バーチカルカットやエアレーション等、他の作業との効率も考慮し、熟練した技術を持つ専門業者に委託します。 ②スタンドの芝生については直営作業として当協会のスタッフが除草等を行います。
		サッカー場	○特に6～8月にかけては、芝の生育状況により週2回の除草を実施するなど、 維持管理水準以上に臨機応変に対応 します。 ○硬式野球場のナイター利用は、 料金徴収と維持管理を同じスタッフが行うことで、業務の効率化 を図ります。 ○サッカー場の芝生は、特にその生育状態に注意し、 冬期は気象状況に応じ保温対策など適切に対応 します。 ○21年度からサッカー場利用枠が拡大したことをうけ、芝生管理には特別注意を払い、良好な状態の確保のため、施肥回数やラインの移動回数の増加など、こまめな対応を実施します。
		軟式・少年野球場	○グラウンドの芝生については、当協会のスタッフが中心に除草等の維持管理を行います。 ○内野グラウンドの不陸整形や土の補給などを頻繁に実施し、雨天後の水はけの状態に注意し、 的確な利用可否の判断 に努めます。
		テニスコート	○21年度のコート改修工事により、新設のコートコンディションを維持するため、 維持管理水準以上の頻度で目砂や清掃 を行いコート状態の維持に努めます。 ○秋の落葉時期には 利用時間前の早朝にコート内の清掃 を行う等、時間や頻度を臨機応変にサービス向上に努めます。
		ラグビー場	○グラウンドは新規に張られた人工芝であるため、今後の傷や剥げ、劣化などに注意を払い、その状態の変化に注意します。 ○スタンドの芝生については、当協会のスタッフが中心に除草等の維持管理を行います。
		プール	○23年度にウォータースライダーを有するプールとしてリニューアルしたことから、 プール期間開催前・中・後の安全管理を徹底 します。 ○ プール期間閉鎖中の施設の有効活用 を検討し、利用者サービスの向上に努めます。
		体育館等老朽化した施設の維持管理	体 育 館

斜面樹林や梅園の高密度化・高林齢化	適正な密度管理	斜面樹林	<ul style="list-style-type: none"> ○高木の密度が高い区域を中心に、間伐の検討と一部実施を行います。 ○ホタルブクロ、ツリフネソウなどの山野草が見られる区域は、生育状況を把握の上、除草の時期や回数に配慮します。 ○斜面林内の中低木は、土砂災害につながる裸地化が起こらないよう配慮しつつ、ボランティア活動の導入も検討しながら除伐、除草を随時行い、その区域を拡大します。 ○斜面林内に家庭ゴミ等の不法投棄が発生しないよう中低木の除伐や間伐を行い子ども達が自然とふれあうプレイパークの場を創出します。
		梅園	樹木医の診断などによる生育状態のチェックや、被圧木の間伐や 一部更新を行い 、 健全な梅林の育成 に努めます。
園路沿いを中心とした花による修景	計画的な花修景の実施	園内各所	2通りの体系を組合せ、費用対効果も考慮した上で、 維持管理水準年2回以上の計画的な花修景 を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ①花壇ボランティアとの連携による花壇づくり ②スタッフ直営、または委託による園路沿いを中心としたより効果的な花修景として、花のプロムナードづくりをイチヨウ並木から花見台の間で実施します。
安全で利用しやすい環境づくり	衛生面で快適な環境の創出	管理事務所、公園展示資料館、 せせらぎゾーン 他	<ul style="list-style-type: none"> ○公園展示資料館の新たな利用活性方策とも合わせた効率的なスタッフ配置により、管理事務所及びその周辺の維持管理を行います。 ○アートホール前の噴水設備や森とせせらぎゾーンのながれ等の清掃や定期点検を確実にを行い、衛生状態を保ちます。

イ ゼロエミッションへの取組みによる植物管理

植物性廃棄物のリサイクル（枯損木・剪定枝のチップ化、落ち葉・植物ごみの堆肥化など）を**推進**し、チップは園路材や植栽地のマルチングに活用し、堆肥は花壇等に活用します。

また、イベントや講習会などで無料配布するなどして、公園でのゼロエミッション以降は取り組みをアピールします。落葉等は腐葉土として再利用しますが、作成過程で発生するカブトムシの幼虫を来園する児童生徒に配布し、命の大切さを学習できる教材として活用します。（H23年度以降は、放射能問題の影響より無料配布は自粛します。）

ウ 効率的・効果的な維持管理のための取組み

別紙、年間維持管理計画表に則して作業を進めるにあたり、より**効率的効果的な管理運営**を行うための取組みを行い、**経費の節減を図りながら、適切かつ確実な維持管理**を継続します。

効率的・効果的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 委託対象業務の集約発注による経費節減 ② 公募型提案方式による業者選定 ③ 繁忙期、閑散期に対応した柔軟な人事配置 ④ リース機器や物品購入の集約発注
-------------	--

(ア) 管理マニュアルなどの整備による取組み

- 施設や植物の維持管理を的確かつ効率的に行えるよう、管理の目的や目標像が明確にわかる**管理マニュアル**を作成し、マニュアルに基づいた管理を行います。
- **定期的なモニタリングや自己点検表を用いた確認と検証**を行い、改善に向けた取組みを通して、管理水準の向上を図ります。
- 管理や点検の結果は、**公園管理データベースシステム**を用い、**点検や修繕などの維持管理情報を蓄積**し、維持管理情報の共有化と履歴の分析にもとづく維持管理計画の策定や計画的な点検を効率的に実施します。
- 業務の効率化により生み出された時間や費用を**管理運営の充実、利用者サービスの向上に充当**します。

計画書4「執行体制の内容」

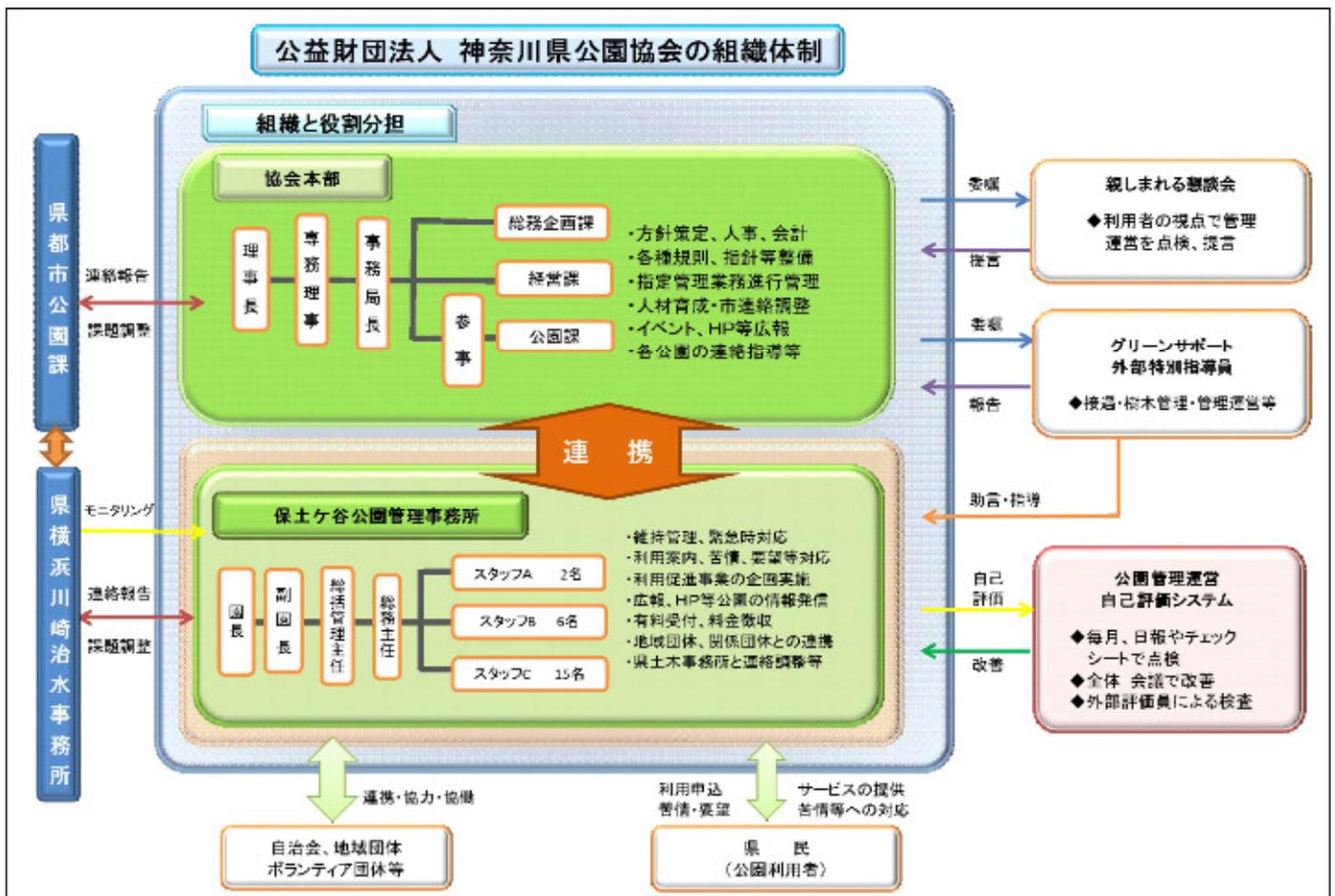
(1) 本部と現地の役割分担（業務、人員配置等）

私たちは、本部に統括管理部門を、また現地に保土ヶ谷公園管理事務所を置き明確な役割分担のもと、公園管理運営自己評価システムや外部特別指導員等による業務点検及びコスト削減に努め、効率的・効果的な管理運営を遂行するとともに、地域関係団体や各種協力団体など、これまで築いてきた信頼関係を大切に、地域と連携・協働した管理運営を行います。

また、これら有識者や専門家等、外部審査員の指導のもと現地スタッフの職員教育を行い、安全・安心で快適な公園管理運営を図ります。

ア 本部と現地の役割

保土ヶ谷公園を統括する管理部門を本部に置き、方針決定や総務・会計及び業務執行等並びに県や関係機関との連絡調整などの重要事項は、現地事務所と本部が連携して適切な管理運営を行います。



イ 県との連絡調整体制

■ 県横浜川崎治水事務所との連携

- 公園管理業務報告の「日報・月報」及び日常的な日々の業務連絡をします。
- 県が実施するモニタリングの結果、指摘事項や改善点がある場合は、直ちに本部と調整し、園長以下全員で改善に向けた工夫と検討を行い公園の質の向上を図ります。
- 許認可に係る事項や調整事項、課題等が発生した場合は、本部及び県横浜川崎治水事務所と調整・協議し課題解決にあたります。

(2) 現地の職員配置計画

ア 現地の責任者の役割及び経歴

園長は、公園管理経験者及び行政経験の豊かな人材を常勤で配置し、園の統括責任者として、地域との連携・協働に取り組めます。副園長は、園長の代行者として、社会経験が豊富で、公園経験もある人材を充て組織を円滑に推進します。

現地責任者	役割	経歴
園長	保土ヶ谷公園の統括	
副園長	園長の代行者	
総括管理主任	副園長の代行者	
利活用主任	総括管理主任の代行者	

イ 職員配置計画

保土ヶ谷公園現地職員体制

公園の統括責任者として、園長を置き、園長は、当協会の会計規程に基づく会計事務の責任者としての「会計員」に、また、職員から「現金取扱員」を任命し金銭の出納保管管理を担います。園長の下には、園長を補佐する代行者として副園長を配置し、公園管理運営スタッフ全員が一体となり、多岐に渡る業務を遂行します。

スタッフには、日本赤十字救急法救急員の資格を取得させ緊急時に備えます。

職	人員	雇用	業務内容	勤務時間	通常時配置人員等
園長	1人	常勤	統括責任者 会計員、防火管理者	20日/月 7h45m/日	6人～12人
副園長	1人	常勤	園長補佐・代行	20日/月 7h45m/日	
総括管理主任	1人	常勤	施設維持管理の総括、利活用の推進、地域連携・協働	20日/月 7h45m/日	
利活用主任	1人	非常勤	施設の維持管理、利活用の推進	18日/月 7h45m/日	
スタッフA	1人	常勤	施設の維持管理、施設点検、利活用の推進、利用者指導	20日/月 7h45m/日	
スタッフB	6人	非常勤	施設の維持管理、利活用の推進、総務	18日/月 7h45m/日	3人～12人
スタッフC	16人	パート	利用受付、総務、植物・施設・清掃管理、施設点検、利用案内	12～15日/月 7h/日	
計	27人				

ウ 組織図は、前頁参照

エ 勤務ローテーション

保土ヶ谷公園 勤務予定表																														
役職	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
園長	○		○	○			○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○			○	○		○	○	○	○
副園長	○	○		○	○	○			○	○	○		○		○	○		○	○	○		○	○		○	○			○	○
総括管理主任	○		○	○	○	○		○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	○		○	○	○	○		○
利活用主任			○			○	○			○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○	○			○	○
スタッフA		○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○		
スタッフB	4	4	3	4	4	3	2	3	3	4	4	3	4	4	3	4	3	3	3	5	3	4	4	3	6	3	4	3	4	4
スタッフC	4	6	10	8	8	8	7	12	7	10	7	9	9	4	11	5	11	8	9	6	5	7	5	8	8	7	6	4	6	3
計	11	12	17	15	15	14	12	17	14	17	15	15	17	12	17	12	18	16	14	13	12	14	12	14	18	14	13	10	13	11

(3) 業務の一部を委託する場合について

ア 委託業務の考え方

私たちは、公園を県民の皆様に快適にご利用いただくため、施設等の維持管理においてはできるだけ、現地スタッフによる直営作業を基本とした業務執行に努めていますが、関係法令に基づく法定点検、定期点検業務や特殊又は専門的技術を要する樹木の高木作業等は、スタッフの安全面や効果性、効率性の観点から外部委託をしています。

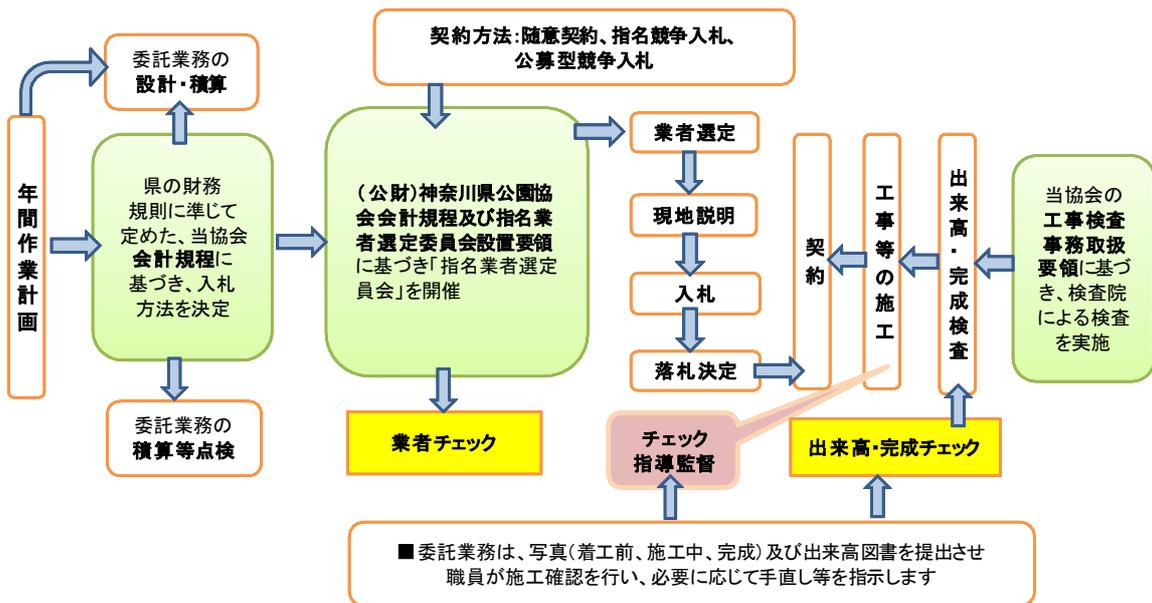
また、地域との協働による地元活性化の視点で、地域に委ねることが一層の効果をもたらす場合は、できる限り地元発注を心掛けています。

イ 委託予定業務

様式第3号「委託業務一覧表」のとおり

ウ 委託業務点検、チェック、指導監督について

委託業務の発注は時期を逸しないよう、年間作業計画を定め、計画的に委託します。委託業者には、園内通行許可証の発行、徐行運転、バリケード等安全対策を徹底します。



計画書5 「緊急時の体制」

本公園は、近隣区域が土砂災害危険箇所に指定されるなど急傾斜の地形に位置することから、園内の急階段や斜面での利用者の転倒事故、気象災害による斜面の崩落などの可能性が挙げられます。こうした特性を踏まえ、私たちはこれまで安全教育、施設点検、情報収集等を行い、事件や事故、気象災害等の未然防止に最善を尽くし、大きな人的、物的被害を防いできました。

今後も日頃より緊急時に備えると共に、これらが発生した場合には利用者及び地域住民の安全確保を第一に、迅速かつ適切な措置を講じます。

(1) 事故や災害発生時などの緊急時の体制及び初期対応について

事件、事故の発生時及び災害が予測される場合、勤務時間内については、勤務中のスタッフが速やかに配備体制に着手し、及び初期対応を行います。

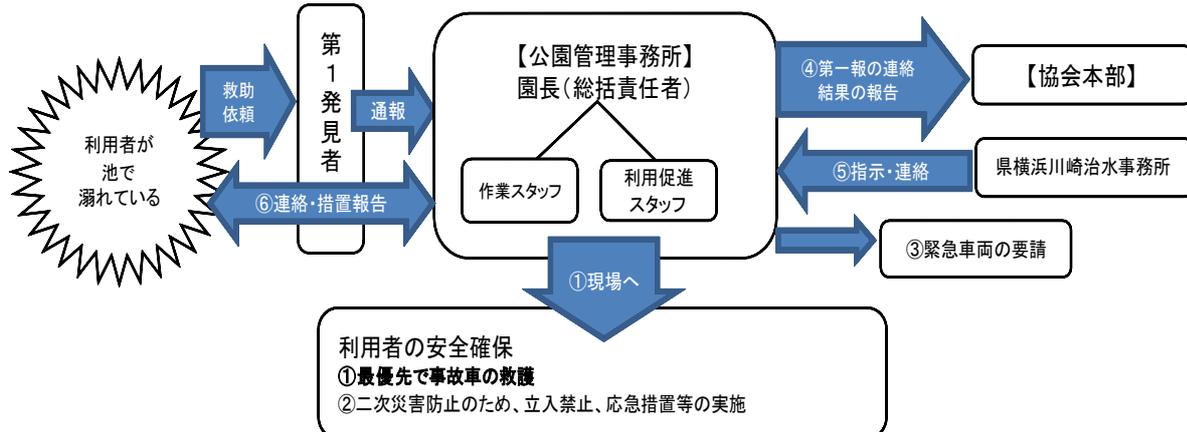
勤務時間外については、委託警備業者や関係機関との連絡網で連絡を取り合い、状況に応じて**緊急時対策連絡網**により職員参集を行います。

ア 事件、事故発生の場合

園内で事件、事故が発生した場合には、次の配備体制で初期対応に当たり、「**人命を第一優先**」とした迅速な行動を行います。

事件や事故後には、原因の究明及びその経過や対応を記録し、これまでの履歴と合セデータに保存し今後の管理に活かすことで、再発防止に努めます。

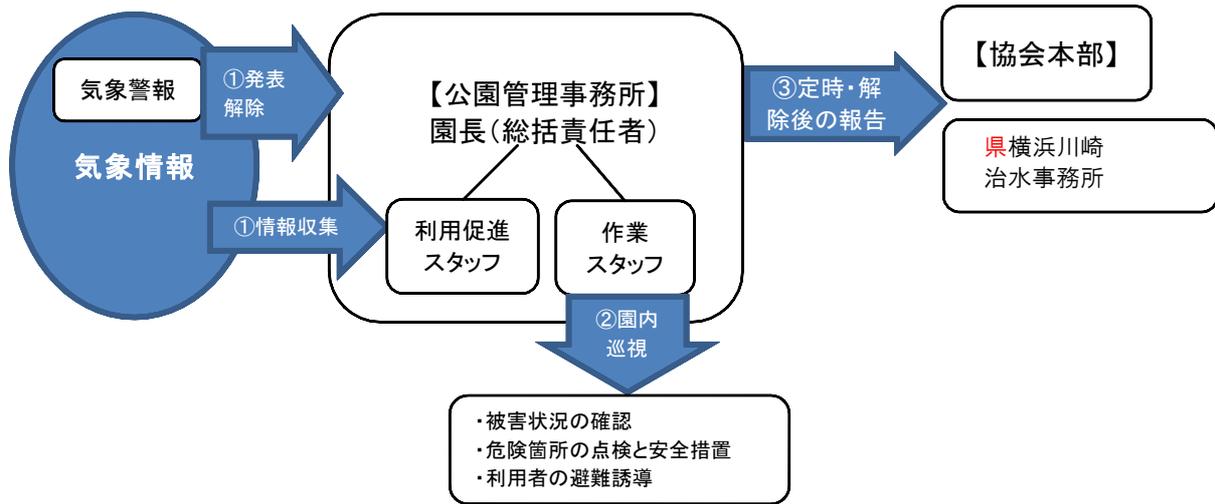
◆園内での事故発生例



- ①作業スタッフが現場へ急行、利用者の立場に立った被害者の救護や応急手当、火災の場合には消火活動を実施
- ②二次災害の防止のための立入防止措置、避難誘導
- ③状況に応じ、消防車、救急車等の緊急車両を要請
- ④発生の第一報やその後の状況、結果を「事故報告書」として関係機関に連絡、報告
- ⑤協会本部及び県からの指示、指導に対応
- ⑥被害者及び発見者への措置状況の報告

イ 大雨、暴風、落雷、大雪等による災害発生が予測される場合

大雨、暴風、落雷、大雪等が予測される場合には気象状況に関わる情報を早期より収集し、気象庁より警報が発令された場合や警報発令に至る恐れがある場合は、当協会の**災害対策活動指針**に基づいた警戒配備体制で警戒に当たります。



- ①パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
- ②作業スタッフが安全に留意しながら園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導

重点点検箇所	大雨時	池や排水施設など雨水が集中し冠水の危険が高い箇所や、土砂流出の危険がある箇所
	暴風時	工作物、看板、樹木の枝折れ等
	落雷時	電気設備、放送設備等
	大雪時	スリップや転倒事故の危険が高い階段や坂路、樹木の枝折れの有無

- ③公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県横浜川崎治水事務所と公園協会本部への定時または警報解除後の被害状況報告

ウ 大雨、暴風、落雷、大雪等による災害が発生した場合

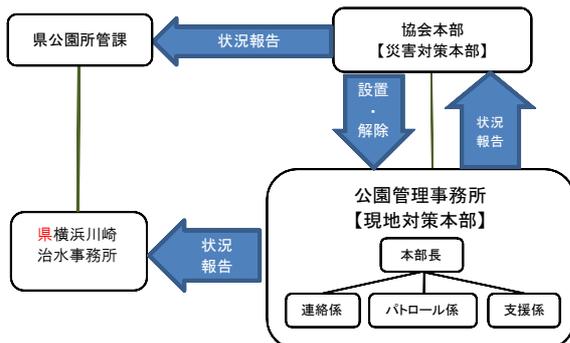
「事件や事故が発生した場合の体制」と同様の体制により、初期対応として作業スタッフが現場へ急行し、被害者の救護や二次災害の防止、現場の応急処置等を行い、状況に応じて救急車等の緊急車両の要請や復旧業者への要請を行います。

エ 大地震が発生した場合

大地震（震度5弱以上）が発生した場合には、**災害対策活動指針**に基づき職員が参集し、本部内に**災害対策本部**を、公園管理事務所内に現地対策本部を設置し、私たちが管理運営する施設全般の災害対策活動を統括的に行います。

また、本公園は**広域避難場所及び広域応援活動拠点に指定**されているので、発生時には横浜市や市が地域防災拠点として指定している近隣の小中学校等とも連携し、避難者の安全確保と防災機能の発揮に努めます。

◆震度5弱以上の地震発生時の対応



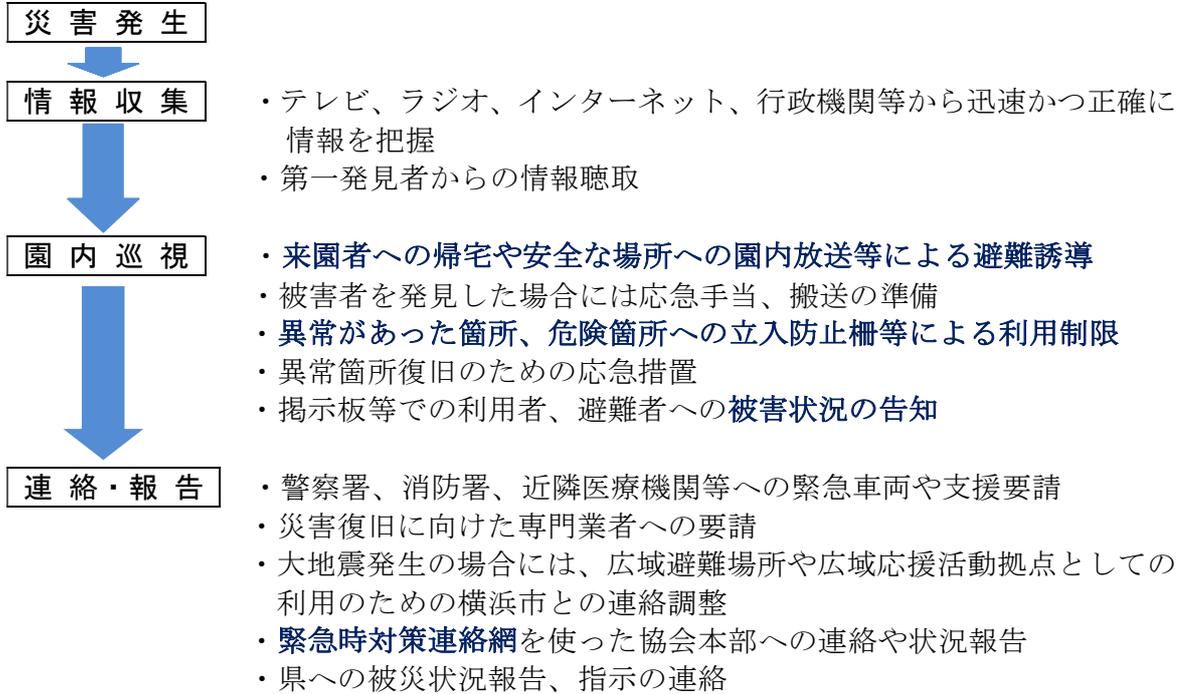
◆現地対策本部役割分担表

職名	分担業務	備考
本部長	災害対策業務の統括、現地対策本部の総括	・園長(不在時は副園長)
連絡係	・緊急連絡網による所属職員への連絡と被害確認 ・緊急車両の要請 ・被害情報等の収集、報告、整理 ・災害対策本部及び横浜治水事務所への報告 ・関係機関との連絡調整、問合せ対応	・副園長(不在時は公園管理主任) ・利用受付スタッフ
パトロール係	・園内を安全を確認しながらパトロールを実施 ・被害状況を把握し本部長に報告 ・来園者の避難誘導 ・二次災害の防止のための立入防止や応急措置	・公園管理主任(不在時は利用受付管理主任) ・作業スタッフ
支援係	・避難した人に対するの応急手当 ・広域避難地の機能発揮のための行政との連携 ・防災施設の稼働	・利用受付管理主任(不在時は利用受付スタッフ) ・利用受付スタッフ ・作業スタッフ

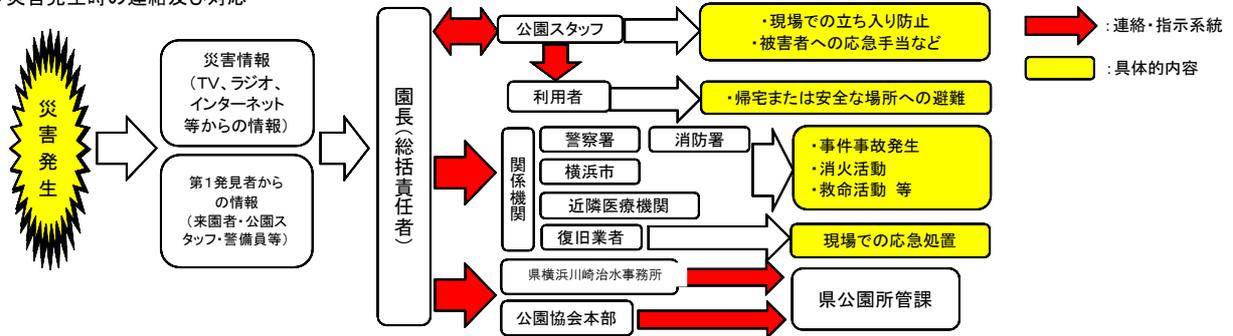
(2) 災害時の避難誘導、利用制限等も考慮した連絡方法、対応について

ア 災害時の連絡方法と対応

大雨洪水や大地震等の災害が発生した場合には、園長（不在時は参集したスタッフの中から）を総括責任者とした上で、関係機関への連絡及び対応を行います。また、緊急連絡体系については、県の防災体制の下で対応します。



◆災害発生時の連絡及び対応



イ 災害時に備えた日常対応

火災や災害等の際に適切な行動や救命、応急手当を全スタッフが速やかに行い被害を最小限に抑えられるよう、日常より災害時に備えた対応を行います。

- ①災害時に連絡体系に基づいた円滑な情報伝達や行動がとれるよう、朝礼やミーティングを通じて**日常より情報の共有、意識の統一**を図ります。
- ②管理事務所内には**AEDを常備**し、スタッフには救急法救命員の資格を取得させて、適切な操作と救命措置をいつでも行えるようにします。
- ③消防署や地域の協力も得て、全スタッフが参加する**防災訓練、救命講習を年1回以上実施**します。
- ④消火器や防災井戸など**防災設備の定期稼働点検**を行います。

(3) 県への緊急連絡の対応について

ア 県への緊急事案の連絡方法

次の事案が発生した場合は、県の担当者へ直ちに電話連絡を行います。

事 案	緊急連絡を必要する事項
1 公園協会職員 の事故・不祥事	①新聞報道の可能性の大きいもの(社会的影響の大きいもの) 猥褻行為・万引きなどによる現行犯逮捕、殺人・重大交通事故の 加害者・麻薬所持など(の容疑)により逮捕・拘留されもしくはそ の可能性の大きいものなど。 ②個人情報の紛失・流失
2 現場における 事故・災害	①被害により県民・職員を問わず、死亡・重傷者が発生した場合など。 軽傷のみの場合は、個々の事案より判断。 ②県民生活に影響を及ぼす可能性のあるものなど。(園路、法面など の事故) ③負傷者なし、県民生活に影響は及ぼさないが、報道される可能性 が高く(車止め・グレーチングの盗難、遊具・プール事故など) または、指定管理者または県の姿勢が問われる可能性が大きいも のなど。
3 地震・風水害等 発生	①震度5弱以上の場合は、現地確認後連絡。 ②台風が通過した場合は、現地確認後連絡。

※事故等が発生した場合は(緊急連絡が必要でない場合でも)所定の事故報告書に写真を添付して、速やかに県横浜川崎治水事務所に提出いたします。

計画書6「人材の育成計画」

(1) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上についての考え方(方針)

私たちは、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、施設の**安全管理、接遇、快適な公園管理の3本柱**をテーマに、技術の総合力を向上させるため、職員の研修を実施しています。現在では、来園者に対して気軽に挨拶を行い安心して快適に過ごせる公園へと変化し、取組の成果が発揮されています。

ア 職員資質向上の考え方

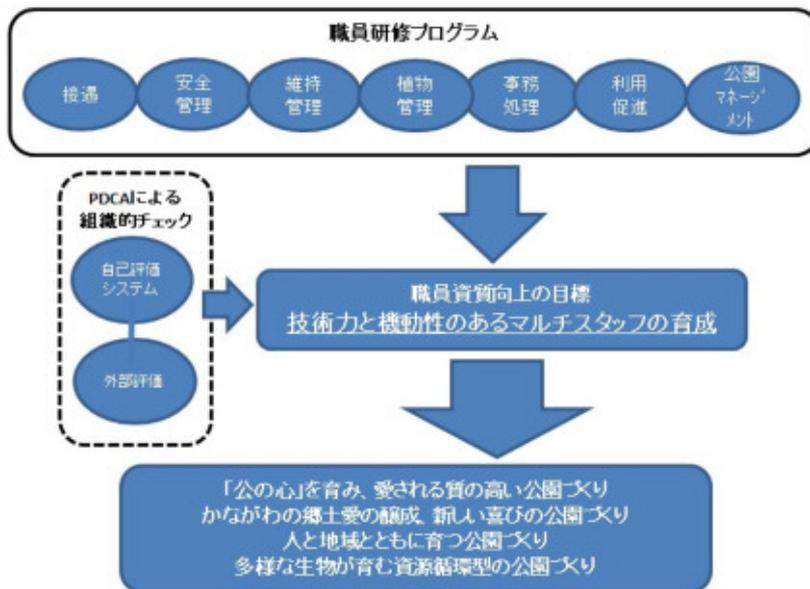
私たちはこれまでの方針と研修プログラムを継続しつつ、向上心を持って研修プログラムの内容充実を図り、平成21年度から5年間のテーマを「**技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成**」として、さらなる職員の資質向上を図ります。

イ 外部評価員による職員教育と自己評価による資質向上

公園の日常の施設管理や利用者対応など、第三者の意見を尊重し点検するとともに、協会が独自で設定した自己評価点検により自らの意識改革と資質の向上を図ります。

ウ 新たな研修プログラムの導入

接遇研修をより効果的なものにするため、※**ロールプレイング**方式を取り入れたものや、近年公園内でも活発化している市民活動に対応するボランティアコーディネート研修等も新たに導入し、技術の向上、職員の資質向上を図っていきます。



※ロールプレイング

現実には起こる場面を想定して複数の人がそれぞれを演じ、疑似体験を通じてある事柄が実際に起こった時に、適切に対応できるようにする学習方法。

(2) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上について、具体的な計画

本公園は、市街地に残った貴重な自然に囲まれた「総合運動公園」であり、各種スポーツを行う人や競技を観戦する人や、自然の潤いを求めて来園される方々など年間を通し、多くの方が訪れる特性があります。そこで私達は、施設の安全管理や県民との協働による維持管理、公園マネジメントまで幅広い業務に対応できる「**技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成**」を図るための公園管理運営に役立つ職員研修を実践します。

■ 研修計画一覧

区分	研修項目	目標	内容	講師	頻度	H21～25の職員研修方針	
公園協会共通研修	接遇	朝礼実施	意識改革、業務確認、安全確認	挨拶唱和、業務ミーティング	園長	毎日	確実な業務推進及び気持ちの良い接客の日常化を目指す
		接遇研修	サービス向上、気持ちの良い利用者対応	挨拶、会話等の教育指導	総務担当職員	年1回	より質の高い意識と接客対応を目指す
		苦情対応研修	的確で、気持ちの良い接客	苦情対応ロールプレイング研修の実施	園長	月1回	的確な初期対応の確立を目指す
	事務処理	事務研修	確実で迅速な事務処理	事務処理方法の習得	経理担当職員	適宜	業務の効率化及び事故防止
	安全管理	個人情報取扱研修	サービス向上、的確な業務推進	情報の適正利用及び管理の習得	総務担当職員	年1回	公園利用者に対する損害を与えない意識の醸成
		緊急時対応研修	火災時の的確な対応	防災訓練、応急手当実習	外部講師等	年1回	火災の未然防止及び発生時の的確な行動の担保
			震災時災害時等の対策	救急法救急員研修	外部講師等	年1回	災害時でも落ち着いて的確な行動をとる
		維持管理技術研修	遊具での事故防止	遊具点検研修の実施	外部講師等	年1回	点検不備及びそれに伴う事故ゼロを目指す
		労働安全衛生研修	労務上の事故防止	振動工具安全衛生研修の実施	外部講師等	年1回	作業上の事故を未然に防ぐ意識の醸成
	植物管理	維持管理技術研修	植物の適正管理、公園の景観整理	植物管理研修の実施	特別指導員等	年1回	剪定技術の他、公園全体のより良い景観づくりを目指す
		維持管理技術研修	維持管理技術の向上	維持管理研修の実施	外部等講師等	年1回	維持管理技術の向上により、より良い公園づくりを目指す
	公園マネジメント	外部セミナー参加	公園マネジメント能力の向上	公園マネジメントセミナー等への参加	外部講師等	適宜	効果的効率的な公園運営管理を目指す
		ミーティング実施	意識改革、業務確認、安全確認	全体業務内容及び進捗確認	園長	月1回	公園の全職員に公園管理運営方針、実施方法を浸透させる
	公園独自研修 利用促進	クラフト製作研修	利用促進とサービス向上	クラフト教室の指導法方法の習得	内部講師	年1回	魅力あるイベントとして、利用促進を図る

計画書7 「諸規程の整備」

私たち、公益財団法人神奈川県公園協会職員は、都市公園法に基づく「公の施設」を県の代行者として管理運営する公益法人であることを常に認識し、県民に対し真摯で公明正大な心で接し、快適な県民生活の向上に寄与することを目標に、職員の雇用から就業、給与等運営に必要な諸規定を、次の通り定め、職員はこのことを十分自覚し、責任を持って公園管理業務に従事します。

(1) 就業、給与、決裁、会計のそれぞれの取扱いについて

ア 就業・給与

- 職員の就業については、当協会の業務に常時従事する者の就業について規定した「公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程」において、必要事項を定め適切に運用します。
- 給与については、当協会の就業規程第28条に基づき「公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程」を定め、職員の給与や手当について必要事項を規定し適切に運用します。
- 臨時職員の雇用等については、「公益財団法人神奈川県公園協会臨時職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程」において、専門員、パート職員等雇用に関し必要事項を定め、適切に運用します。

専門員：専門的分野の知識、経験豊かな人材を広く公募し、民間人材の雇用機会の拡大を図る。

イ 決裁

業務執行並びに人事等に関する決裁については、「公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程」において、理事長等の決裁事項など必要事項を定め、適切に運用します。

園長決裁権限の強化：公園管理業務の緊急時に備え小破修繕等の執行権限を付与。

ウ 会計

当協会の会計処理の基本事項を「公益財団法人神奈川県公園協会会計規程」で定めているほか、関係要領等を整備し、会計、経理の公正、効率的執行を行います。

また、業務の適正かつ効率的な執行を行うため、「公益財団法人神奈川県公園協会内部指導検査要領」を定め、各業務の実施状況の把握、点検、検査、指導を行います。

内部指導検査要領に基づく検査体制等

検査の範囲	①協会業務の実施に関する事項、②協会の財務及び会計に関する事項、③その他理事長が必要と認める事項				
検査体制	検査総括 3名	総務企画課長 経営課長 公園課長	主任検査員 6名	毎年度、職員の中から 理事長が任命する	検査の実施は、3班 9名体制で行う
対象箇所	公園課所管の公園及び自然公園ビジターセンター等				

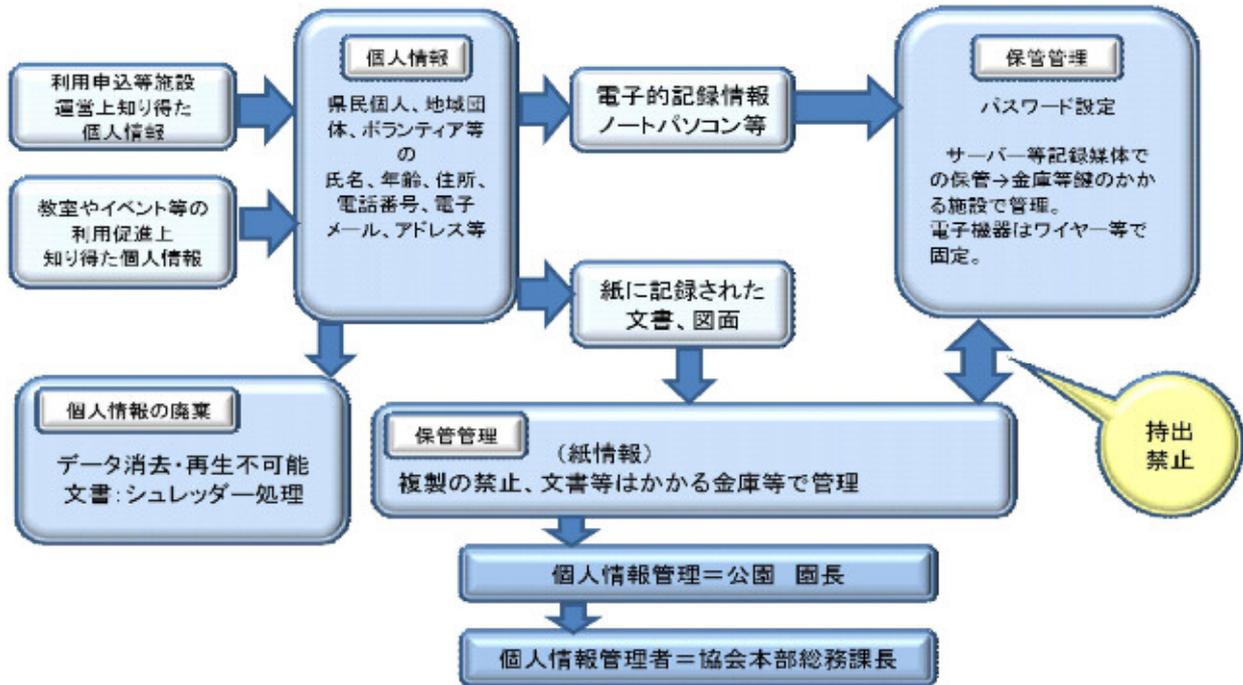
(2) 個人情報の取扱い、職員への周知徹底について

ア 個人情報の取扱い等

当協会が取り扱う個人情報は、各公園において活動するボランティアや各種行事の講師と参加者、スポーツ施設等有料施設の申し込み利用者などの個人情報及び本部で扱う各種個人情報がありますが、当協会では、県の個人情報保護条例に基づき「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、同規程第9条を受け定めた「神奈川県公園協会が保有す

る個人情報の扱いに関するガイドライン」に沿って適切な運用を行います。

■個人情報のガイドラインと管理体制～ガイドラインの流れ～



イ 職員への周知徹底

個人情報を扱う窓口や事業担当などの職員が意識を持って管理することが重要ですので、毎年実施する職員研修及び各公園の全体会議等において、特に、

- (ア) 利用目的を明確にして、必要以上の個人情報は保有しない。
- (イ) 利用目的以外に、個人情報を利用・提供しない。
- (ウ) 本人から直接個人情報を取得する時は、利用目的を明示する。
- (エ) 個人情報の漏洩防止措置を行う。
- (オ) 知り得た情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用しないこと。

の周知徹底を図ります。

ウ 関係法令の遵守

県立都市公園は、都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、地方自治法を始め、都市公園法、同法施行令、県の都市公園条例等関係規則や労働基準法などを、十分理解し、公園管理運営を行う責務があります。また、公園管理施設の安全の保持や県民が快適に過ごせる場を提供するためには、設備点検に関する法律や衛生的環境の確保に関する法律、消防法等指定管理者として各種法令を熟知しておく必要があります。

私たちは、職員研修や講習会の受講等により職員教育を行い、各種法令を熟知した上で法令を遵守し、適正な公園管理運営を行います。

エ 情報公開&守秘義務

私たちは、業務上知り得た情報やその内容を第三者に漏洩しないことなど守秘義務を守りますが、情報公開では、県の情報公開条例に基づき定めた「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」により、指定管理業務で知り得た情報や文書は、規程第5条に記述されている個人情報等の除外事項を除き、情報開示をいたします。

オ 文書の管理・保存

当協会が作成又は受領した文書等は、県の文書管理規程等に準じ定めた「公益財団法人神奈川県公園協会文書等管理規程」により、適正に管理・保存いたします。

計画書 8 「公園の安全管理」

私たちは長年の本公園における管理運営実績の中で、特に安全管理においては、事故等の発生を予測しての未然防止、及び万一発生した場合の初期対応の体制徹底に重点を置いてきました。

この経験を活かし、さらにきめ細かい注意を払うことで事故の発生を未然に予測する、「小さな傷を早期に発見」を心がけた安全管理を徹底します。

(1) 施設の安全管理について

ア 園内施設全般の安全管理方策

(ア) 各種施設点検の実施

私たちは、これまで日常巡視や、遊具を始め各種施設の目的、関係法令に応じた定期、法定点検を確実にを行い、安全確保に努めてきました。今後についてもこれを継続しつつ、施設の状態の経年変化に合わせ点検内容、項目を随時更新していきます。

◆施設点検実施計画

点検名称	点検箇所	回数	点検者	報告先	適用マニュアル
日常巡視	園内全域	毎日1回	公園管理主任・作業スタッフ	園長	県立都市公園維持管理マニュアル(共通編・各公園編)
施設点検パトロール		年1回	園長・公園管理主任・本部職員	県横浜川崎治水事務所・協会本部	
重点点検	重点点検箇所	随時	園長・公園管理主任・作業スタッフ	県横浜川崎治水事務所・協会本部	
遊具安全点検	遊具	月1回以上	作業スタッフ	協会本部	
遊具定期点検		年1回	専門業者	県横浜川崎治水事務所	
各施設・法定点検	各施設	各施設毎	直営または専門業者		

(イ) 各種マニュアルの活用と整備

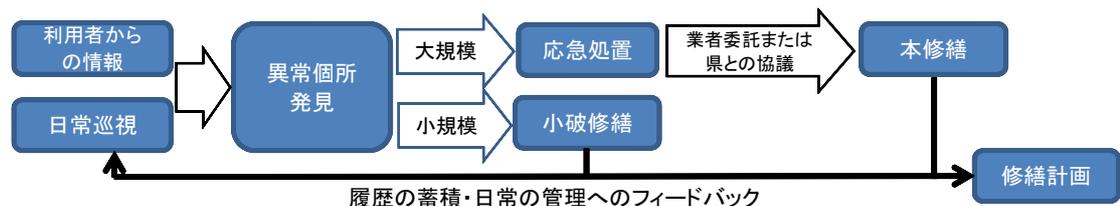
県立都市公園維持管理マニュアルを管理運営全般の総括的マニュアルとして、また、遊具を始めとした各施設、工作物のマニュアル、園内重点点検箇所マップ等を整備、活用し、スタッフの対応基準の明確化や意識統一に努めてきました。今後、さらに不足な部分については新たにマニュアルを整備し、統括した安全管理を意識して系統的な整理を行うとともに、それぞれの内容を適宜更新します。

また、状況によっては緊急性や柔軟性を要する様々なケースが考えられますので、マニュアルに頼るだけでなく、これまでの経験も生かした臨機応変な対応を実践します。

(ウ) 点検と連動した速やかな施設修繕の実施

巡視や点検、または外部からの情報等により異常箇所を発見した場合には、小破修繕等規模に応じて迅速な復旧を行うとともに、大規模な事案は立入防止措置や応急処置による仮復旧を行い、安全を確保します。

修繕結果については、履歴として蓄積し、以後の維持管理へ反映させることで危険の早期発見と計画的、効率的な修繕を行います。



(エ) 施設賠償責任保険への加入

園内での万が一の事故に備え、当協会が管理するすべての都市公園において、施設賠償責任保険に加入します。

イ 主な施設の安全管理方策

施設	安全管理の考え方
斜面樹林	<ul style="list-style-type: none"> ○月1回、倒木事故防止のため斜面上の大径木の重点点検 ○月1回、法面の部分について土砂崩落を警戒した重点点検 ○月1回、民家に隣接する区域の倒木、落枝に警戒した重点点検 ○台風等の異常気象時や直後に、斜面樹林の状態点検
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ○点検マニュアルや本公園の遊具に応じたチェックリストによる点検の実施 ○毎日、日常点検パトロール時に、遊具の簡単な目視点検、触診を実施 ○スタッフが月1回以上の安全点検を実施、目視触診、打診等で確認する。 ○専門業者による定期点検を年1回実施、点検後は点検済のシールを貼付して安全性を明示する。 ○異常があった場合には利用を中止し、専門業者に精密点検や修理を依頼。 ○年1回、全公園のスタッフを対象とした遊具点検に関わる研修会を開催。 ○利用する側でも安全な遊び方が認識できるよう、絵や図を取入れた解説板を設置。 ○他公園での事故情報時に緊急点検を実施
辻広場周辺 (改修工事区域)	<ul style="list-style-type: none"> ○再整備の改修工事に伴う工事車両の増加が予想されるため、工事関係者や来園者への安全対策の徹底
各運動施設	<ul style="list-style-type: none"> ○月1回、各野球場、サッカー場、ラグビー場の不陸の確認 ○月1回、グラウンド整備用機材等の定期点検などの安全確認 ○月1回、テニスコート、ラグビー場の人工芝の剥がれ、摩耗等の異常の確認 ○毎日、体育館を始め施設の貸出用具等について、チェックリストを作成し点検

【プールにおける安全管理について（H23年度より運営開始）】

1 事前の準備・予防処置

- プール期間開催前に、各施設責任者によるプールに於ける危険予知・対策・予防措置についての検討会議を実施しスタッフのモチベーションのアップと統一的な安全基準の徹底を図ります。
- プール監視においては、プール管理マニュアルに基づき、安全管理と衛生管理を実施します。
- 安全監視ポイントにおいても、日々の状況に合わせて検討・実施し、監視計画策定にあたっては、以下のポイントを踏まえた体制を構築し、利用者が安心・安全・快適に利用できる環境を整えます。

- ①心肺蘇生法の技術を習得
 - ②死角のできにくい適正な人員配置
 - ③利用者数に応じた柔軟な人員計画
 - ④集中力を持続させるためのローテーション
 - ⑤重点監視箇所の設定とその対応
 - ⑥けが人等における発生時の適切な対応

- プールの総括責任者として、日本体育施設協会の「水泳指導管理士」や日本赤十字社による「水上安全法救助員」をはじめとした、プール管理に必要な資格を有している者を配置します。
- プールスタッフも救急・救命講習会の受講を奨励し、ファーストエイド等の知識を教育した者を配置します。
- 施設面においては、排水口等の金具固定の確認をし、施設的な不備事項をリストアップし、県横浜川崎治水事務所に改善点の提案を行い、初期不備による危険の回避を実施します。

2 プール開催中の安全管理

- プール監視は、死角を極力無くした「クロスチェック体制」をとり、安全体制の確保を目指します。なお、監視員は利用状況に合わせて、配置数の増減を行い対応します。
- 監視員は、利用者への安全指導と救助のほか、案内・放送・怪我の応急対応・水質検査などを行い、場内の秩序と衛生的な環境の維持を行います。なおプール監視員詰め所に AED を設置します。
- 監視員の集中力を保つため、基本的に 30 分ごとのローテーション体制とします。スタッフの配置を瞬時に確認できるよう、ローテーション表を作成します。
- 利用者の「安全」意識の向上を働きかける事を目的に、遊泳休憩時間を活用して監視員によるデモンストレーション（救助訓練）を行います。
- プール開場前の残留塩素や水温の測定などを実施、遊泳に適合する環境整備を日々行い、不適合となる場合はプールを閉鎖します。
- 事故の未然防止策としては定期的な巡回点検により、事故防止を徹底し、事故発生時対応マニュアルを作成して万一の事故発生に備えるとともに、スタッフの研修を実施します。
- 利用者にはプールスタッフにより、受付案内・場内放送を行うとともに、掲示やパンフレットによる利用規則の浸透に加え、受付員による入場時での危険物の持ち込みチェック及び注意点を説明し、プール内での安全確保をします。
- 利用のピークとなる時間帯には、入場者数の把握を行い、場合により入場制限等の対策を講じます。
- 事故発生時には、何よりも迅速な行動と正確な判断が必要なため朝礼及び日頃からの訓練により、プールスタッフの意識を高めます。
- 落雷が予想される時は、東京電力ホームページ上の「雷雲＋落雷情報」によるタイムリーな気象情報をもとに、突発的事故への安全管理を実施します。
- 日常業務管理面のポイントを日誌等で管理し、予防保全につなげます。
- 安全衛生チェックでは、集毛器の洗浄・消毒・回収槽の定期的点検、更衣ロッカーの毎日清掃を行います。また、定期的に必要個所への消毒を実施します。
- 嘔吐物等の不衛生なものは、除去・清掃をその都度行い、消毒を行います。
- 濾過器ドレン弁は毎日通水を行い、循環機器類の滞留水を極力無くすることにより、衛生面の安全を確保します。

3 プール閉場後の安全管理

- ポンプ類の起動器具類は、電源を切り、閉園中の事故発生を防ぎます。また、機械室も施錠等を行い、危険個所等に容易に入室されない環境を整え閉場します。

ウ 施設運営面での安全管理方策

施設の適切な安全管理に加え、運営面における安全管理方策の徹底により人的ハザードの排除に努めます。

(ア) 作業スタッフの安全確保

- 労働安全衛生規則等の関係法令を遵守
- 労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに 関しての**職員研修の実施**や **OJT**による安全意識の向上
- 高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託
- 委託業者への安全指導、監督の徹底

(イ) 利用者に対する安全確保

- 運動施設利用者への熱中症対策等、健康管理への配慮を周知
- 遊具を始めとした施設の正しい利用を情報提供
- 維持管理作業中の注意看板、立入防止柵などの設置
- 多客時の草刈り機等の機械を使った維持管理作業の抑制
- 大雨、暴風、落雷、大雪等の気象予警報の発令時には、場内放送や直接に情報を伝達し安全確保を促す
- 大規模地震等の情報発令時には、場内放送や直接に情報を伝達し安全確保を促す

- (ウ) ボランティア活動における安全確保
 - ボランティア活動中の行動内容を把握、連絡体制を明確化
 - ボランティアを対象とした**安全確保のための研修実施**
 - ボランティア保険加入の推進

(2) 防犯対策の実施体制について

ア 昼間の体制

(ア) 利用者との連絡体制

園内の掲示板など主要な場所に管理事務所の電話番号や、所在地などの**連絡先を明示**し、緊急時の連絡先を明らかにする。不審者や事件などの情報を掲示板等に掲示して、注意すべき情報を提供します。

万が一事件等が発生した場合など、必要に応じ場内放送等で、利用者に注意情報を伝達するなど、相互の連絡、情報伝達体制を整えます。

(イ) 維持管理上の対策

- 園路沿いや広場の周囲に、**死角となる場所や暗い場所を極力つくらない**よう、樹木の除伐や枝払い等を行い、景観的な面からの防犯対策を図ります。
- **広場、建物の周囲等を常に清潔**にし、地域とも連携の上、青少年の「たまり場」をつくらないよう配慮します。

(ウ) 地域との連携体制

地域の防犯に関わる会議に出席したり、地域の防犯パトロールを園内でも行ってもらうなど、**警察署や消防署、学校、地域の自治会との連絡を密**にして「地域の目」が行き届くような体制づくりを行います。

(エ) 年末年始の防犯体制

年末年始（12月29日～1月3日、8:30～17:15）については、委託する警備業者の警備員1名が管理事務所の**庁舎警備**を行うとともに、**巡回警備員**1名が警備時間中に5回、園内を巡回し防犯に努めます。

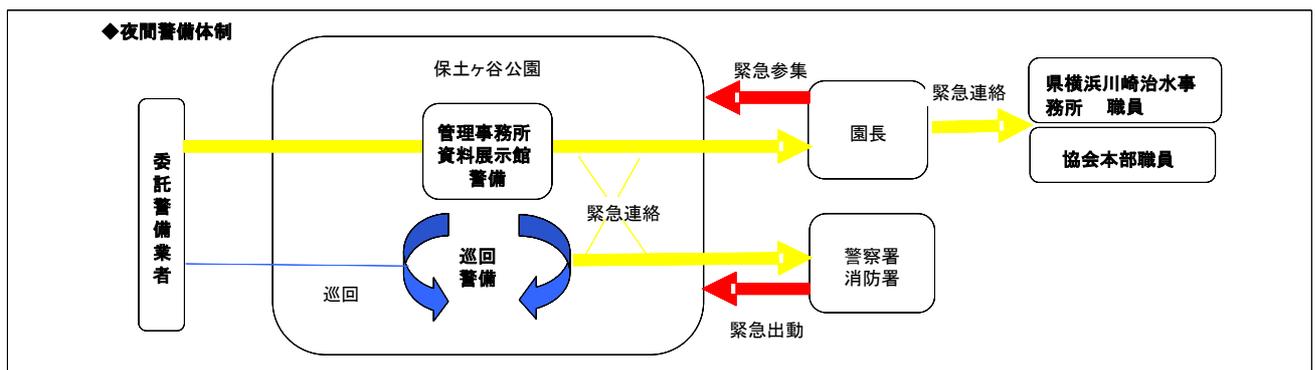
イ 夜間の体制

(ア) 管理棟における**宿直庁舎警備**を常時1名、**園内巡回警備**を常時2名の体制で、通年(年末年始含む)で警備業者に委託します。

庁舎警備は庁舎内の巡回及び夜間の電話対応等に当たり、巡回警備は夜間の警備時間中に5回、園内の巡回を実施し不法行為の取締、不審者や火災の発見等を行います。

いずれも非常時には状況により園長へ緊急連絡を行うとともに、警察や消防への緊急車両を要請します。

(イ) 巡回警備、機械警備の委託業者への指導、業務チェック体制を徹底するとともに、連絡体制の徹底を図ります。



計画書9「利用者への対応」

私たちは、公園ごとに特色ある都市公園を管理してきた経験と実績を踏まえ、来園者のみならず、これから訪れる利用者にも満足していただくため、公園に対する疑問や質問に応え、快適で楽しい利用を提案・サポートできる「パークコンシェルジュ」を目指します。

(1) 接客対応及び研修等について

ア 公園での出会いは、あたたかい真心こもった挨拶から

「いらっしゃいませ」という挨拶は、一方通行になりがちな挨拶です。私たちは、来園者とコミュニケーションをとることが重要と考えていますので、会話のキャッチボールがしやすい「おはようございます」「こんにちは」など、温かい心からの挨拶をもって、来園者をお迎えします。

イ 利用者の目線で応えます

1人1人の利用者に対し関心を持ち、相手が何を求めているか、その人の目線に立ち接客を行います。利用者に関心を持つことで耳をかたむけ、利用ニーズを先読みし、お応えします。

ウ 公園管理事務所は‘公園インフォメーションセンター’

公園管理事務所は、公園のインフォメーションセンターとして位置づけ、来園者がいつでも立寄り、気軽に公園の情報を収集できる明るく快適な空間づくりを行います。

当公園への来園の有無にかかわらず「公園」に関心のある全ての利用者に対し公園の素晴らしさと情報を提供することが私たちの大切な使命と考えています。対面だけでなく、電話やメールでの対応にも爽やかさと真心をこめて接客します。

エ ‘改善’ に向け走り続けます

私たちは、これまで「親切で丁寧な接客」を目標に、

- ①朝礼での挨拶唱和
- ②内部研修等による公園及びその周辺情報の取得
- ③特別指導員による接客（CS）研修と接客対応評価指導

に取組み、職員の意識向上を図ってきました。特に特別指導員の接客対応評価指導では抜打ちチェックによる評価を受け、不適切な部分については真摯に受け止め、改善するなど、職員の意識改革が進み効果が顕著に表れています。

これからも、接客向上プログラムを継続して実施し、常に‘改善’の姿勢を保ちます。

※パークコンシェルジュ

コンシェルジュ【concierje】とはフランス語で「重要な建物の門番」という意味。現在では主にホテルで宿泊客の求めに応じ、街の地理案内や交通機関・食事の予約などの手配をする係のことをいう。

私たちはこの役割を公園の案内係として捉えました。法的・道義的に問題がない範囲で要望などの相談に乗ることができ、快適で楽しい利用を提案する利用者のパートナーをパークコンシェルジュとして位置付けています。

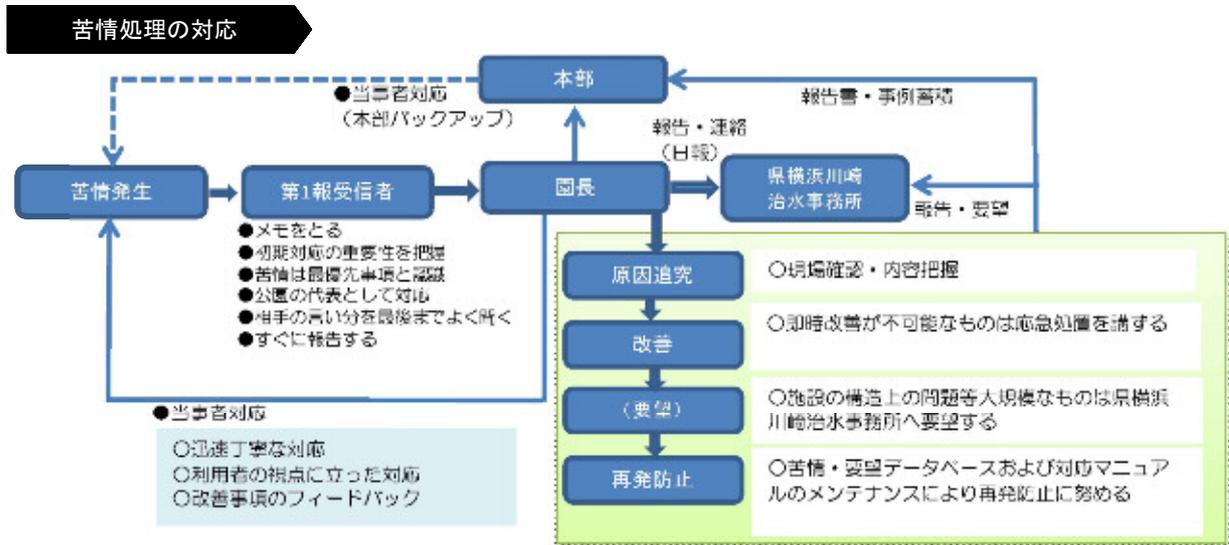
(2) 苦情処理の対応及びその研修等について

ア 苦情は貴重な情報源

不満を持った時に苦情を申し立てるのはごく一部のみに過ぎません。多くの方は黙って次回から当公園へ来なくなってしまうかもしれません。または、管理者に対して大きな不安と不満を抱えるでしょう。このようなことを回避するため、苦情は貴重な情報源であるとともに利用者の期待の現れであるという姿勢で、迅速かつ丁寧に適切な対応を実施します。

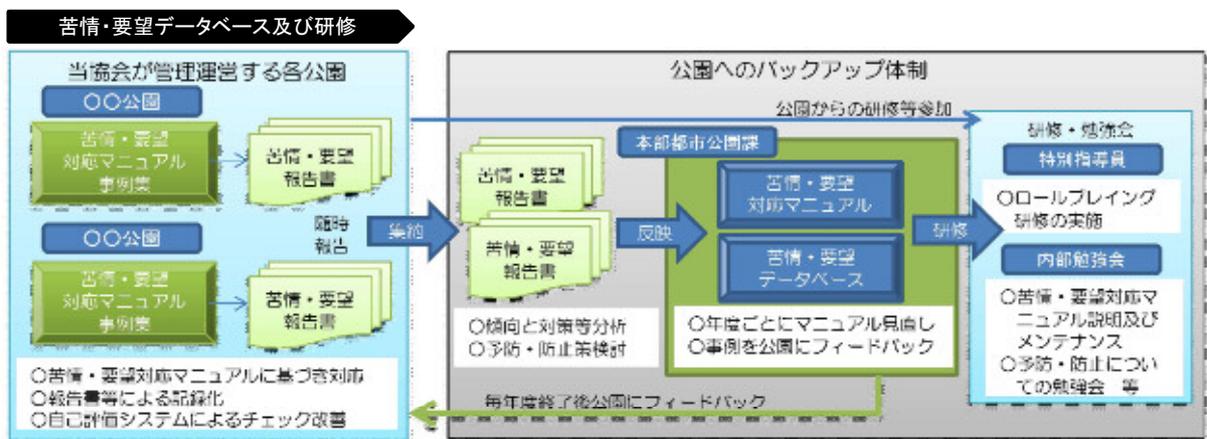
イ 柔らかい心で根気強く

公園は不特定多数の方が利用するところであり、利用者の価値観も千差万別です。管理事務所には時には理不尽で不適切な苦情や要望が寄せられます。私たちは、そのような利用者に対し 柔らかい心をもって根気強く話合うことで、意見の根幹を探り道理を欠くことのない解決に努めます。



ウ 情報源として活用するために

苦情・要望はしっかりと記録し、県横浜川崎治水事務所へ報告します。また、報告書を本部で集約し、苦情・要望データベースとして、当協会が管理する各公園の事例を共有するシステムを構築します。このシステムは、情報の集約、マニュアルとデータベースへの反映を繰り返し、公園にフィードバックすることで苦情・要望対応マニュアルと事例集のメンテナンスを行います。



蓄積された情報をもとに、苦情対応のロールプレイング研修を実施し、常に柔らかい心で根気良く対応ができるよう訓練します。また、苦情・要望対応マニュアルの説明及びメンテナンスの重要性など他の公園の職員と合同勉強会を開催し、苦情予防・防止に努めます。

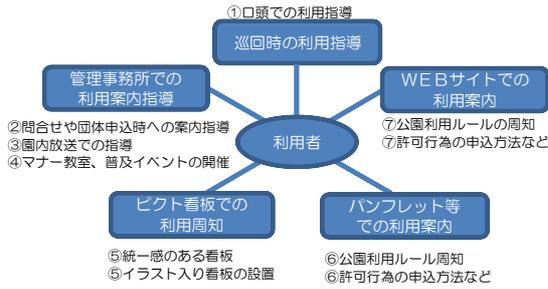
(3) 利用者への公園利用指導及びその研修について

ア 思いやりの心をもって、みんなで創る快適な公園

公園管理事務所に人員を配置することの大きな役割の一つが利用指導・案内と考えています。公共の空間である公園で、誰もが快適に楽しく過ごすためには、公平で公正な利用と他人を思いやる気持ちがとても大切です。

私たちは公園利用のルールを解りやすく伝え、1人1人の公園利用者が他人を思いやりみんなで快適な公園を創る重要性に対し、理解と協力・参加(賛同)を求めます。

当協会が実施する利用指導の手段



火気の使用、施設の破壊・汚損	①②⑤⑥⑦	危険なスポーツ（カトボード等）	①②⑤⑥⑦
オートバイ乗入等	①②③⑤⑥⑦	犬の散歩（糞・リード）	①②③④⑤⑥⑦
動植物の採取、立入禁止区域	①②⑤⑥⑦	ゴミの持ち帰り	①②④⑤⑥⑦
無許可の占使用	①②⑤⑥⑦	遊具等施設の利用の仕方	①②④⑤⑥⑦

マナー違反者には遵守事項を十分説明し、自主的な解決を促す。
 ※数字は左図参照

○ 高校野球大会開催時期などの公共交通機関利用、混雑時の観戦マナーの周知徹底
○ 各運動施設の正しく、他の利用者にも配慮した利用についての周知徹底

イ 親切で丁寧な有料施設等の受付案内

園内にどのような施設があり、どのような方法で申し込むかなどパンフレットやWEBサイトで多くの皆様にお知らせします。また、主な運動施設の利用については、公共施設利用予約システムによる予約方式となっています。利用者がこのシステムを適切に利用し受付から利用までが円滑に進むよう、システムの操作や事務手続を熟知したスタッフが、親切かつ丁寧な窓口対応を行います。

ウ 公平で公正な利用を保つために

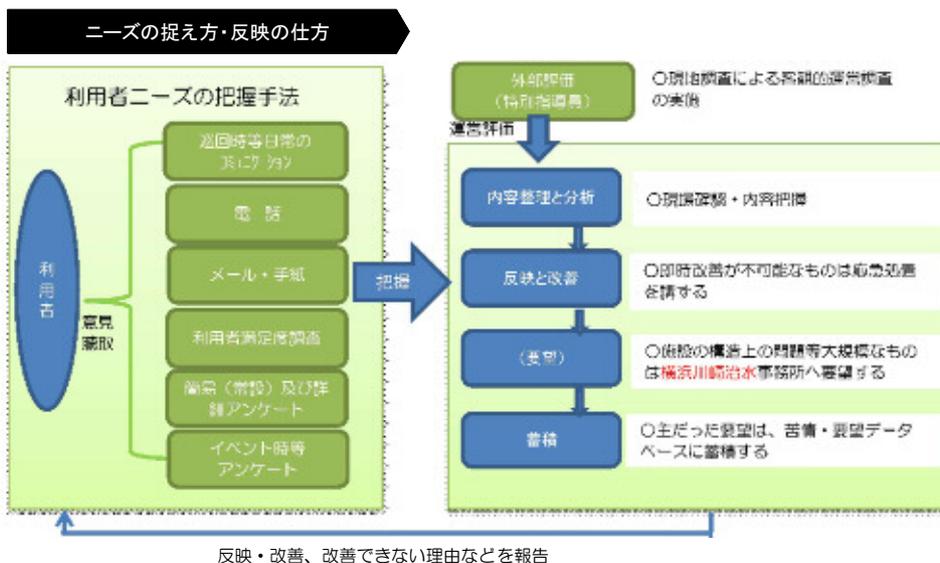
公平で公正な利用を保つには、利用指導をする職員同士が同じ目線で情報を共有し、利用者に対応しなければなりません。内部研修において都市公園条例第3条「行為の制限」及び第5条「行為の禁止」など公園を利用するに当たって必要な関係法令やルールを理解し習得するほか、ミーティングや他の公園との合同勉強会を通し、公平で公正な利用について事例と情報を共有します。

また、一般利用者も考慮しつつ、本公園の特徴でもある硬式野球場利用調整会議、並びに有料施設選考会を開催し、公平、公正な利用を保ちます。

(4) 利用者ニーズの捉え方及び反映について

ア 利用者の満足度を高めるために

ニーズを把握・分析し、結果を管理運営に反映していくことは、利用者（顧客）満足度を高めるために重要です。日々のコミュニケーションや電話、手紙（メール）、アンケート等でいただいた利用者からの貴重なご意見は、反映と改善に努め、その結果を利用者へフィードバックします。



イ 外部評価によるニーズの把握

特別指導員による現地調査により、客観的に運営を評価してもらい、指摘事項や意見など評価結果は業務改善項目として整理しデータ化するとともに順次対応します。

(5) 災害時の活動及び利用についての説明及び広報について

ア 災害が発生したら

管理事務所の開所時間に災害が発生したときには、来園者の安全確保と混乱回避を第一とし、放送や巡回（口頭）により正確な情報を提供するとともに、園内危険箇所や負傷者の有無の情報提供を来園者に呼びかけます。



※災害発生時の連絡及び対応体制は「緊急時の体制（2）」に基づき実施します。

イ 安心への配慮

人は手を繋ぐことでストレスや不安が軽減されるといいます。私たちは、動揺が特に激しい利用者に対しては、なるべく「手を取り目を見て」話しかけることにより安心感を与えます。発災時は特に「ゆっくり・はっきり」とした落ち着いた口調で対応できるように職員に周知・訓練します。

ウ 苦情要望には優先順位をつけます

発災時は混乱が予想されるため、きめ細かに苦情要望に応えることができません。発災初期においては安全及び人命にかかわることを最優先とし対応します。そのような私たちの活動（行動）について、優先事項の明文化等により被災者（利用者）に理解と協力を求めます。

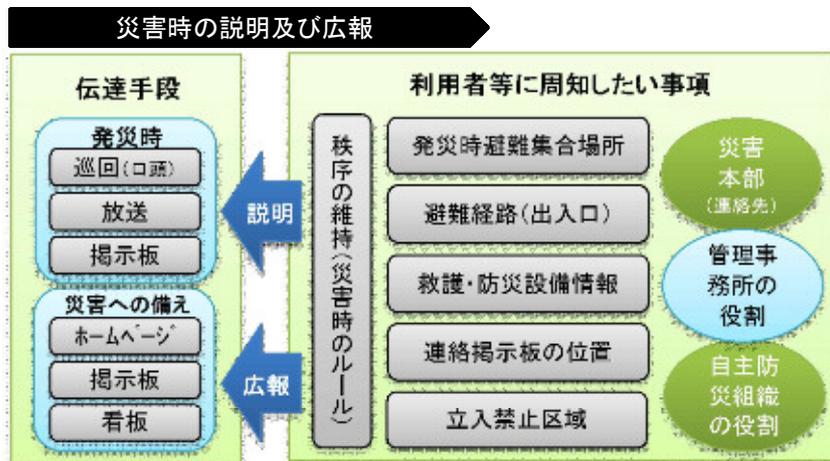
エ 利用についての周知

発災により園内施設の利用に制限（例えば、崩壊崩落等や救護施設の設置など）が発生することが予想されます。私たちは放送や巡回で周知するほか、園内案内図に制限箇所を明確に表し掲示するなど、伝え漏れが発生しないように努めます。

オ 災害への備えとしての広報

当公園は広域避難場所・広域応援活動拠点となっています。災害が発生した時に、当公園に避難してきた被災者の混乱を最小限にするため、日頃から公園利用者や地域の方々に避難場所に対しての認識を与え安心感を提供することが必要と考えます。

私たちは県横浜川崎治水事務所や保土ヶ谷区・地域自治会などの自主防災組織と、災害直後復旧時の園内利用や注意事項について協議調整し、ホームページや園内掲示板などの広報媒体を利用し周知することに努めます。



計画書 10 「利用促進方策」

本公園には、様々なスポーツ施設を始め、花木や草花に修景された園路や広場、都市にしながら自然を楽しめる雑木林や遊戯広場など、年齢や目的に応じた多彩な利用ができる資源や魅力が数多くあります。

私たちは、これらの資源や魅力をより多くの人々に紹介し、多くの県民が鑑賞や体感、体験、利用を通じて、親しんでいただけるよう、様々な手段による広報を行い、各種イベントや講座の開催を通じ、利用促進とサービスの向上を図ります。

(1) 利用促進のためのイベントの開催について

ア これまでの取組みと今後の取組み

私たちは、本公園の利用活性化のために、これまでもさまざまなイベントを開催してきました。これらは今後も継続するとともに、新たな視点からのイベントも取り入れ、四季を通じて、総合的な管理運営方針である「スポーツと健康、みどりと人とのふれあいづくり」につながる各種イベントを開催します。

これまで開催実績があり、今後も継続する協会主催のイベントを以下に示します。

なお、イベント等を実施するにあたっては、必要に応じて地元消防署や保健所、区役所等に必要書類を提出し、衛生管理や防火対策等を確実に実施します。

季節	イベント	内容及びH21～25の取組み
春	竹細工教室	管理事務所の多目的スペースを活用した竹細工教室
夏	七夕飾り	管理事務所での参加型による七夕飾りの飾り付け
	夏休み工作学校	管理事務所の多目的スペースを活用した工作学校の開設
	夏祭りキャンドルナイト	キャンドルの灯りと共に夏をおくる夏祭り
秋	ママさんバレーボール大会	市民チームが参加しての各大会
	ママさんバドミントン大会	
	芝生いきいきヨガ教室	サッカー場でのヨガ体験教室
	イチョウのライトアップ&イルミネーション	園内のイチョウ並木を活用した夜間ライトアップを充実させ、ミニコンサート等を実施
冬	森のあそび体験	森の恵みを使ったいろいろな遊びを体験
	クリスマスリース作り	管理事務所の多目的スペースを活用したリース作り教室
	ミニ門松作り	管理事務所の多目的スペースを活用した門松作り教室
春・秋・冬の3回開催	梅まつり・梅鑑賞ウィーク	梅の開花時期に合わせ、各種のイベント開催や飲食の販売の充実
	芝生ふれあいサッカー教室	天然芝の上でのサッカー教室
通年	クラフト教室・園芸教室	公園資料展示館、公園管理事務所の多目的スペースを活用したクラフト教室、園芸教室等
通年	フリーマーケット	園内の賑わいとしてアート等を含めた出店



芝生いきいきヨガ教室



イチョウのライトアップ

平成26年度イベント実施計画

番号	場所	イベント名	期日	内容
1	園内	花のプロムナードイベント	6月・10月	6月に“サンパチエンスの噴水苑づくり”10月に“春花壇をつくろう!”のフラワープロムナードにちなんだイベントを開催します。
2	園内	フリーマーケット・イン・保土ヶ谷公園	月1回開催	園内でアートマーケットやリサイクル品等のフリーマーケットを開きます。毎月第1週の土曜日又は日曜日に開催予定
3	森の広場	ほどがやわくわくプレイパーク	月1回開催	ほどがやわくわくプレイパーク(前身:保土ヶ谷区生涯学級)によるプレイパークを実施します。月1回実施予定。
4	サッカー場	芝生いきいきヨガ教室 &ふれあい芝生体験	4月29日(火祝)	ヨガ体操ほか自由に利用、どなたでもサッカー場の天然芝を体験できます。
5	ラグビー場	ラグビーフェスティバル	5月5日(月祝)	人工芝のラグビー場とラグビーそのものに親しむイベントとして子供からお年寄りまで参加できます。
6	サッカー場	芝生ふれあいサッカー教室	5月5日(月祝)	サッカーを愛好する小学生、中学生と保護者、芝生体験の大人も参加できます。
7	多目的スペース	竹細工教室	6月15日(日)	公園内で採取した竹材を活用し、竹トンボ、花器などの工作を楽しみます。
8	管理事務所	七夕飾り	6月20日(金)～ 7月7日(月)	管理事務所に近隣保育園による飾った七夕飾りを掲出します。
9	会議室・ サッカー場	アマチュア芝生管理教室①	7月21日(月祝)	サッカー場の天然芝の育成管理と現場実習を学びます。全3回。
10	多目的スペース	夏休み工作学校	8月1日～31日	夏休みの期間に、クラフト素材を集めた多目的スペースを実習の場として提供します。
11	噴水広場	キャンドルイベント(夏祭り)	8月30日(土)	「保土ヶ谷公園の夏・おくる祭り」として、夏のお別れ、秋の訪れを夕暮れからキャンドルで彩ります。
12	体育館・ ピクニック広場	秋のちびっこ祭り	9月13(土)	「素描アートセッション」やおもちの取り替えっこ、紙芝居、昔遊び、絵本市が開かれ、こども達の秋祭りを応援します。
13	サッカー場	桜丘高校サッカーフェスタ	9月15日(月祝)	桜丘高校サッカー部による小・中学生とのサッカーを楽しむサッカーフェスタを開催します。
14	会議室・ サッカー場	アマチュア芝生管理教室②	9月23日(火祝)	サッカー場の天然芝の育成管理と現場実習を学びます。全3回
15	サッカー場	芝生いきいきヨガ教室	9月23日(火祝)	サッカー場の芝生の上で、ヨガ体験などを実施、園利用者の健康増進を図ります。
16	体育館	ママさんバレーボール大会	10月の5日間	体育館利用の婦人の皆さんを募集して、日頃の成果を発揮するバレーボール大会を実施します。
17	ラグビー場	人工芝ふれあい体験	10月13日(月祝)	人工芝体験とラグビーのふれあいを女性や子供たちと遊びます。どなたでもラグビー場の人工芝を体験できます。
18	運動広場他	ほどがや区民まつり	10月18日(土)	H22年度から保土ヶ谷区の区民まつりを会場を変更し、今年度も引き続き保土ヶ谷公園で実施します。
19	体育館	ママさんバドミントン大会	11月の3日間	体育館利用の婦人の皆さんを募集して、日頃の成果を発揮するバドミントン大会を実施します。
20	園内	森の遊び	11月2日(日)	公園の森林を活用し、ハンモックづくりやブランコ、ゲーム、ピザづくりを楽しみます。
21	サッカー場	芝生ふれあいサッカー教室	11月3日(月祝)	サッカーを愛好する小学生、中学生と保護者、芝生体験の大人も参加できます。
22	サッカー場	アマチュア芝生管理教室③	11月3日(月祝)	サッカー場の天然芝の育成管理と現場実習を学びます。全3回
23	サッカー場前	環境学習 (チューリップ花壇の植え込み)	11月	岩崎小学校一年生児童によるチューリップ球根の植え込みを行い、植栽環境について学びます。
24	硬式野球場	神奈川新聞野球教室&キャッチボール クラシック	11月16日(日)	保土ヶ谷・神奈川新聞スタジアムにて高校野球OB会(高校野球マスターズ)による野球教室&キャッチボールクラシックを神奈川新聞社(ネーミングライツ事業者)等と協働で開催します。
25	園内	イチョウ並木のライトアップ &イルミネーション	11月22日(土) ～12月25日(木)	公園の紅葉したイチョウ並木のライトアップと園内をイルミネーションで飾ります。イチョウ並木のライトアップは～12/7頃まで
26	園内	ライトアップイベント日	11月23日(日)	ライトアップ期間中の一日を模擬店などで楽しみます。
27	多目的スペース	クリスマスリースづくり教室	12月6日(土)	公園で採取した材料などを活用した、リースの手作り教室を楽しみます。
28	多目的スペース	ミニ門松づくり教室	12月14日(日)	公園で採取した材料などを活用した、ミニ門松の手作り教室を楽しみます。
29	ギャラリー	クリスマスライブコンサート	12月23日(火祝)	イルミネーションで飾られた園内と共に、ギャラリーでのライブ演奏でクリスマスを楽しみます。
30	ギャラリー他	桜高WEEK!	2月3日(火) ～22日(日)	桜丘高校の文化部(美術部、書道部、文芸部、天文部、茶道部、弦楽部、吹奏楽部等)による合同展示・発表会。高校生が学校から飛び出して地域と触れ合う文化活動を応援していきます。
31	園内	梅鑑賞ウイーク	2月8日(日) ～22日(日)	公園の名物である梅園の梅花が鑑賞できます。
31	園内	梅まつりイベント	2月15日(日)	梅園の魅力を楽しんでもらい、演奏会や模擬店などのイベントも開催します。
32	サッカー場	芝生ふれあいサッカー教室	3月21日(土祝)	サッカーを愛好する小学生、中学生と保護者、芝生体験の大人も参加できます。
32	ミニ運動広場	朝市	月2回開催	地元農家や酪農家と共催し、地元物産などを中心とした朝市を毎月第1・3日曜日に開催します。
33	多目的スペース	クラフト等工作教室	数回予定	公園の材料を活用し、工作などを学習する教室を開催します。
34	ギャラリー	写真、絵画等展示	毎月開催	公園ギャラリーを常設展示することにより、公園利用者の来園促進を図ります。また、地元の作家たちの作品の発表の場にも供します。
35	多目的ルーム	各教室の開催	毎月実施	ヨガ体操教室やパッチワーク教室など公園利用者とのコミュニケーション教室の開催します。

イ 利用促進の新たな提案

(ア) 運動施設の利用枠拡大によるサービス向上

園内の各運動施設の利用時期、供用時間は「神奈川県都市公園施設利用規則」に定められていますが、その拡大は利用サービスの向上にも繋がりますので、日照時間やグラウンドへのインパクト等を考慮した上で、現在の供用時間の見直しと拡大を検討し、県との協議を行います。

- 供用時間の拡大例
- 体育館の夜間の時間枠拡大 (9:00～18:00 ⇒ 9:00～21:00)
 - 軟式野球場及び少年野球場の冬期の供用

[平成 26 年度実施計画]

○体育館はH25 年度から供用時間を延長して営業しており、夜間の実績利用率も高いことから継続実施していきます。

(イ) 園内施設の新たな活用方法による利用促進

○ 斜面樹林の整備と有効活用

樹林の手入れに不法投棄の防止も兼ね、斜面樹林とそれに続くオープンスペースを活用し、「プレイパーク」などで子供たちが林間で遊べる空間を創出します。

○ サッカー場の芝生開放

サッカー場の天然芝の心地よい感触をより多く、特に子どもたちに楽しんでもらうため、既にイベントとして試行した「サッカー場芝生ふれあい体験」の延長として、小学生の遠足や課外学習の際に開放するなど、芝生の一般開放の機会を増やします。

○ バーベキュースペースの検討

ウメやサクラの花見時における、火気の禁止措置と利用者ニーズの狭間を解消するため、火気の使用エリアを限定し、開放することを県と協議、検討します。

[平成 26 年度実施計画]

- 斜面樹林地の保全とともに、冒険遊びができるプレイパークとしての活用は 22 年度からの試験実施を経て、23 年度からは本格実施しています。24 年度以降は新たに整備された森とせせらぎゾーンも含め、さらに充実した活動に発展させます。
- サッカー場ではふれあい芝生体験、サッカー教室のほか、青空ヨガ教室やアマチュア芝生管理教室など利用促進を継続実施します。
- バーベキュースペースについて、開設を目指し検討してまいりましたが公園第二期整備の状況もあり県横浜川崎治水事務所と協議し、場所の確保が困難との結論に至りました。

(ウ) 地域との交流を深めるイベントの開催

- より多くの利用者や地域との交流を深めるため、ラグビー場や運動広場を活用し、盆踊りや野外コンサートといった企画を開催します。開催に当たっては、明神台地区や花見台地区など、公園に隣接する地域の自治会との調整を図ります。

[平成 26 年度実施計画]

○盆踊りについては近隣自治会と協議をする中、各自治会がそれぞれ開催しているため競合することとなり、調整の結果 21 年度より夏祭りキャンドルナイトイベントに変更、23 年度にはより参加型でアート性(音楽、パフォーマンス等)を高めて実施しました。今後も夏祭りキャンドルナイトイベントが地域の祭りとして定着するよう、地域の自治会と調整を図りながら実施していきます。

(エ) **公園の修景、魅力づくりによる利用促進**

- 園内を通る市道沿いの園路は、「花のプロムナード」として、一年をとおして花木や草花の美しい景観を演出し、散策や自動車、バスで往来する人たちの目を楽しませ、来園動機を喚起します。

[平成 26 年度実施計画]

- 花いっぱい憩いある公園を目指し、22 年度には修景花壇の造成や、花苗、花木の植栽などの整備に着手し、23 年度にはイチョウ並木から花見台までの園路沿いを「花のプロムナード」として整備・充実に努めました。26 年度も計画的な花壇・花木管理を実施するとともに、利用者参加型の管理も推進していきます。

(オ) **公園資料館や公園管理事務所の利活用による利用促進**

○ **スポーツ文化の発信**

数々の熱戦や感動、スポーツや健康づくりに関する情報の展示や講演会を開催します。

○ **スポーツ・健康ステーションの開設**

健康状態などを測定する血圧計、ストレスチェッカー等を室内に設置して、スポーツの前後の健康状態を確認したり、園内の広場でニュースポーツを楽しめるよう、使用する道具の貸し出しを行います。

○ **パークギャラリーの開設**

写真や絵画、俳句愛好家など市民活動の作品発表の場として、入口ホールの貸し出しを行います。

○ **クラフト教室の開催**

ギャラリー展示に合わせたワークショップや、これまでも実績のある自然素材等を使ったクラフト教室を開設し、参加型の利用促進を図ります。

○ **貸し会議室の開設**

一定のルールのもと、ボランティアや地域活動、運動施設利用団体等の打合せ場所として開放します。

[平成 26 年度実施計画]

- 公園資料館は「公園文化の発信基地」として、公園管理事務所を「公園インフォメーションセンター」として、公園の利活用をはじめとする、あらゆる公園情報発信のステーションとします。
- 公園資料館では、ギャラリーとして写真・絵画等の作品展示、2階多目的ルームを活用したワークショップやヨガ教室を定期的に行います。
また、隣接するカフェと合わせ「くつろぎ空間」として軽音楽やコンサート等を定期的に開催します。
- 公園管理事務所では、公園情報提供のほかクラフト教室の開催、県立公園の案内や公園の花情報の展示や園内でのいきもの情報の交換“いきものみつけ”ノートを用意し、昆虫、植物、野鳥等図書とともに、いきものに関する紹介なども行います。
- 公園管理事務所では、活用ルールに従い、ボランティアや地域活動団体などに会議室を開放するなど、地域文化の振興や公園利用促進につながる活動を支援します。

(カ) **スポーツとの触れ合いや健康づくりをとおした利用促進**

○ **プロスポーツ関係者との連携**

県内在住のプロスポーツ関係者(県アスリートネットワーク)との連携によるスポーツに関する講座や講演会を開催します。

○ **ニュースポーツ教室の開催**

高齢の方も気軽にスポーツを楽しみ健康増進の機会を増やせるよう、ターゲットバー

ドゴルフやローンボールなどのニュースポーツの教室を開催します。

○ **県施策との連携**

県スポーツ課が推進している「3033運動」（1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化する運動）と連携し、定期的な健康づくり講座を開催します。

[平成26年度実施計画]

- プロスポーツ関係者と連携したスポーツ振興講座や講演会等を実施します。**硬式野球場**では、神奈川新聞社と協働のマスターズ甲子園出場選手と共に野球教室を実施します。
- 高齢の方でも楽しみながら実施できる、ニュースポーツの紹介や教室などを実施します。
- 県が推進している「3033運動」を通じて、健康づくり講座などを企画し実施します。

ウ 閑散期の園内施設の有効活用

本公園は、各運動施設の特性に合わせ、テニスコートのように平日、休日に関わらず利用率の高い施設もありますが、施設全体としては特に土、日、休日の利用頻度が高くなっています。そこで、これまでの利用動態を考慮し、利用率の低い施設を中心に、以下のような有効活用方を展開します。

- 冬期の平日に体育館を活用し、室内でできるダンスや舞踊、ニュースポーツなどの教室の開催
- 体育館の卓球室はスペースが狭く稼働率が低いため、冬期の平日に体育館運動室を利用した卓球の一般開放

[平成26年度実施計画]

- 特に平日の体育館を中心に、冬期などに、一般開放や利用イベントなどを行い、施設存在の宣伝や利用促進の動機付けの行事を実施します。

(2) 利用促進のための広報について

これまで、当協会のホームページをはじめ、市の広報誌や新聞、ミニコミ誌等を活用して、利用促進の広報に積極的に取り組み、広報関係者とのパイプを築いてきました。

利用促進の広報を行うにあたって、これまでの成果を活かしながら、次の3つのテーマを持つ公共団体として相応しい媒体を選択し、効果的な広報を行うものとします。

- 公園を知らない人への情報提供（公園の紹介など）
- 梅まつりや森の遊び等のイベントの開催のお知らせ
- 来園、再訪のきっかけとなる、花（梅や桜の開花状況等）や紅葉など季節の見頃や見所情報の提供

ア 本公園における利用促進の広報媒体の特徴と具体的手法

ルート	媒体	特徴	具体的手法
公園協会独自	ホームページ	公園情報（場所、特徴、利用案内）や季節の見頃・見所情報をページ数などの制約なく、かつ、タイムリーに広範囲に発信する	○公園協会ホームページにより本公園のイベント、花情報等の紹介 ○ 保土ヶ谷公園公式ホームページを作成、きめ細かい公園情報を発信
	パークナビ	複数の公園を管理する当協会のマスメリットを活かせる	○当協会の管理する公園のイベント、自然情報を掲載した 公園情報誌 を発行

	園内掲示板	公園利用者に直接的に利用促進や公園の特徴や管理運営に関する情報を伝える	○イベント情報や花情報を掲載した「保土ヶ谷公園情報」を 園内掲示板に掲示 ○園内の掲示板にイベント情報のポスターを掲示
	パンフレット リーフレット	公園情報の特徴や利用案内、季節の見頃・見所情報をコンパクトにまとめ、発信する	○園内案内の パンフレット配布 ○目的別のパンフレット配布（硬式野球場案内等）
公共媒体	保土ヶ谷区 広報	地域性を活かし、公園周辺の住民にイベントや見頃情報を発信する	○保土ヶ谷区への 広報掲載依頼
連携	近隣自治会	隣接する自治会と協働による広報活動を相互に図る	○明神台団地等の自治会への 働きかけ
	教育機関	幼稚園、小中学校、高校	○学校活動における利用の 働きかけ
連携	交通機関	○公園の紹介やアクセス、イベントや季節の見所情報の駅掲示板への掲出、チラシ配布により、沿線の乗客にタイムリーに発信する ○沿線の施設やハイキングルートなどの設定により、広域的な利用促進を図る	○相鉄線星川駅、JR線保土ヶ谷駅への 協力依頼
メディア	新聞 ミニコミ誌 テレビ、ラジオ	即時的な効果が大きいツールとして、イベントや見頃・見所情報をタイムリーかつ、広範囲に発信する	○各メディアへのイベント情報などの 投込み ○タウン誌への 掲載依頼

イ 新たな広報の取組み

○保土ヶ谷公園公式ウェブサイトの作成

これまで本公園でのイベントやボランティアの情報については、旧県横浜地区公園管理事務所のサイトや、当協会のウェブサイトにより発信してきました。さらにタイムリーにきめ細かい情報を提供するため、**H24年度に保土ヶ谷公園公式ウェブサイトをリニューアルし、**今後もさらに充実した内容で、情報発信をしていきます。

○関連機関を利用した展開

体育協会を始めとした**スポーツ関連の情報提供**をしているウェブサイトへの情報提供や掲載依頼を積極的に行います。



園内の花木情報



保土ヶ谷公園公式ホームページ

計画書 1 1 「自主事業の運営」

私たちは、本公園の利用者の利便に供するため、県の管理許可を受け、園内で駐車場、売店及び自動販売機の運営を行ってきました。そこで、引き続きこれらを自主事業として継続すると共に、売店や自動販売機で得られた収益については、公益法人の使命として、今後も駐車場の管理運営経費に充当する以外は、公園の利用促進や利用者サービスの向上、広報活動等に還元します。

(1) 当該公園における自主事業の管理運営計画

ア 駐車場管理運営計画

本公園は、年間を通して野球、サッカー、テニス等の施設利用で多くの人々に親しまれ愛されている公園で、運動施設利用者を中心に、自家用車での利用も多く休日は、駐車場も混雑いたします。このため、周辺道路の渋滞が慢性化するなど近隣にも影響が生じるため、年間を通して毎日有料で運営してきました。

また、平成 19 年度は、時間料金 210 円から 200 円の 10 円単位をなくす料金改定を行い、窓口業務や車による道路渋滞の緩和、利用者の利便性の向上を図ってきました。

更に平成 23 年度から、高校野球開催時の渋滞や土日祝日の駐車場混雑が多いことから、土日祝日は 1 回制料金 500 円を導入し、渋滞解消や混雑緩和に努めてきました。一方、時間制を行っている平日は上限金額設定を 1,000 円とし、利用者の利便性向上を取り組んできました。

同時に高校野球開催時の渋滞に対しても神奈川県高校野球連盟と十分な協議を行い、周辺道路での渋滞告知看板や駐車場案内の看板を新設し、有人による交通誘導の体制強化の取り組みを行ってまいりました。

引き続き、利用実態に合わせた料金体系や臨時駐車場の運営、渋滞対応等を検討、取り組みを行ってまいります。

イ 売店管理運営計画

これまで、利用者の利便性を図るため、子どもや家族づれで賑わいを見せる噴水広場と硬式野球場前に売店、平成 21 年には展示資料館内にカフェを設置し、軽飲食等の提供を行ってきました。特にカフェについては公園のおしゃれなスポットとして好評を得ており、噴水広場売店も平成 25 年 2 月にリニューアルオープンしたことから、今後も更なる利用者サービス向上に努めます。

また、高校野球大会開催時には球場内に臨時売店を設置し、軽飲食の提供を行ってきました。

平成 23 年には新たにプールが開設されたことから、プール内の臨時売店としてプール遊具や軽飲食の提供を行ってまいります。プール内の臨時売店については、今後行う申請手続きによって必要な許可を得ることを条件とします。

ウ オートテニス管理運営計画

初心者の練習やコート空き待ち等に多くのテニスプレイヤーに喜ばれているオートテニス施設を設置し、スポーツ施設の充実を図ってきました。

平成 22 年度 7 月に設備をリニューアルしたので、今後も利用者サービスの向上に努めます。

エ 自動販売機の設置

公園利用者の利便性を図るため、スポーツ施設の主要場所（テニスコート、体育館、少年野球場、ラグビー場、ピクニック広場等）に設置し、清涼飲料を提供しております。

平成 23 年度から引き続きプールにも自販機を臨時設置し、利用者の利便性に供してまいります。プール内の臨時自販機については、今後行う申請手続きによって必要な許可を得ることを条件とします。

■ 自動販売機の設置業者の選定理由

事業者の選定は、プロポーザル方式で行い、自販機の機能、販売商品、メンテナンス方式、防犯システム、災害対策システム等が充実している事業者を選定します。

(2) 事業の実施体制

ア 駐車場の実施体制

駐車場は業務委託を行い、年末年始を除き通年営業を行います。委託業務は、利用料金徴収、整理案内誘導、植物管理、出入り口開閉業務、売り上げ金収納業務、業務報告書の作成報告、利用者の苦情対応等の業務を実施します。本公園は、高校野球等のスポーツイベントの多客時に臨時駐車場を使用し、渋滞緩和を図る他、近隣住民等への対応等、多くの課題があります。このため、スタッフには接遇研修等を実施しサービスの充実を図ります。

イ 売店運営の実施体制

売店は業務委託し、販売品目の指導、衛生管理状況の確認、運営状況、営業内容の確認、利用者の苦情対応等の業務を実施します。

ウ オートテニス運営の実施体制

オートテニスは直営で運営しており、業務の内容は、ラケット、靴の貸し出し、両替、施設機械点検、売上金収納業務、利用者からの苦情対応、業務報告の作成報告などを実施し、サービスの提供を図ります。

エ 自動販売機設置事業の実施体制

自動販売機の設置事業は、自販機会社を選定し、利用者に清涼飲料等を販売しサービスの提供を行っております。業務内容は、販売品目の協議指導、売上金の早期回収、防犯設備の強化、消灯、ビンの販売禁止などを実施し、サービスの充実を図ります。

計画書 1 2 「地域や関係機関との連携」

本公園の管理運営の理念である「スポーツと健康、みどりと人とのふれあいづくり」の実現に向け、また、より多くの方に公園の魅力を楽しんで頂くため、県民や地域、関係機関と連携は欠かせないものと考えます。

次期指定管理期間においては、これまでの取組みをもとに「地域や県民と共に育む公園」、「地域に貢献できる公園」の実現に向けた連携を図るとともに、利用促進や災害時の対応に向けた関係機関との連携を強化していきます。

(1) 県民及び住民参加、ボランティア団体による協働の取組みについて

私たちは、県民や地域住民、ボランティア団体との協働にあたっては、対等な立場かつ相互理解のもとで目的を共有し、互いの持つノウハウや得意分野の技術を活かした管理運営に取り組むことで、本公園の管理運営の理念を達成します。

ア 本公園における協働の具体的取組み

協働のテーマ	協働相手方	連携・協働内容
スポーツと健康と施設への理解	婦人バレーボール団体・ 婦人バドミントン団体等	ママさんバレーボール大会やママさんバドミントン大会などのスポーツ大会の共催
	グラスポッパー・芝生応援団グラスルーター・日本芝草学会校庭芝生部会	芝生ふれあいサッカー教室及びアマチュア芝生管理教室を共催
	一般財団法人神奈川県高等学校野球連盟	大会の際、円滑な大会運営や周辺道路の渋滞対策などについて、当協会と連携
公園の緑と自然とのふれあい	保土ヶ谷公園フラワーメイト・ 花壇ボランティア・岩崎小学校	園内の花壇の造成、花植えを実施
	明神台保育園・岩崎小学校	プール開園前の清掃前のヤゴの救出作業と生態の学習会を実施
	自治会・花壇ボランティア・近隣 中学校・市民ボランティア	梅林での「梅まつり」などイベントへの協力
公園と地域との連携	岩崎中学校・桜丘高校	教育の一環である職場体験や社会貢献の体験活動としての場を提供

[平成 26 年度実施計画]

- H26 年度においても、上記の具体的取組を継続実施し、内容を充実するよう努めます。
- 地元の民間企業等の社会貢献活動の場としても、積極的な取り組みを図っていきます。

イ 地域に根ざした公園づくりでの連携

本公園の再整備に当たって生まれた誰でも参加できる会議、「タブノキの会」の事務局として、これまで県横浜地区公園管理事務所と共に会議を重ね、県民参加型の公園運営の土台作りに取り組んできました。

再整備スタート後は「タブノキの会」は一旦活動が休止となったため、個々の市民ボランティアとして、公園の維持管理や利用促進の様々な活動を企画、運営できるようサポート連携を行います。

[平成 26 年度実施計画]

- 公園内で活動している花壇ボランティアや清掃ボランティアなどには資材協力や運営サポートを行いながら、地域に根ざした公園運営を目指します。

(2) 地域への貢献についてのこれまでの実績又は提案について

これまで、本公園の管理運営を通して、都市化の進む地域における県民の生きがいづくりやコミュニティ形成、学校教育に協力してきました。また、地域や高齢者の雇用創出などに取組むなど、管理業務を通して地域に貢献してまいりました。

管理運営を通じた地域の活性化、生きがいやコミュニティ形成の場や機会を提供することで、公園と地域、公園と人、また人と人との繋がりをつくりだし、地域の活性化やコミュニティの形成に貢献するものとします。



清掃ボランティア活動

地域貢献に関するこれまでの実績と提案は次のとおりです。

内 容	これまでの実績	今後の提案
地域の活性化やコミュニティ形成	地域自治会、住民、公園ボランティアによる、活動団体「タブノキの会」の設立を支援してきました。	市民ボランティアを中心に、今後の活動を支援、連携を図ります。
市民活動の支援	花壇ボランティア団体、清掃ボランティア有志、公園資料展示館を市民活動の場として提供してきました。	これまでに加え、公園管理事務所の会議室を貸出し、公園の市民活動の活動拠点として活用を検討します。
地域の雇用創出	パート職員のスタッフについては、できるだけ地元雇用に努めてきました。また、硬式野球場のナイターのグランドキーパー補助員の雇用を地元企業に依頼するなど、地域の雇用創出に貢献してきました。	今後も引き続き、スタッフの補充の際に地元雇用に優先するなど、地域の雇用の場としての一役を担います。
学校教育への協力	近隣の小学校、幼稚園、保育園などの生き物の観察の場やオリエンテーリングの場所として提供してきました。	これまでに加え、近隣高等学校などの文化的事業の発表の場としての活用を検討します。

[平成 26 年度実施計画]
 ○上記提案どおり、地域に貢献する提案内容を遂行します。

(3) 関係機関（対象管内の他の公園や周辺施設等）との連携の考え方について

本公園の管理運営のテーマを充実した内容で実現するために、関連機関との連携を図りながら、プログラムの企画や運営を行います。

ア スポーツ関連団体との連携

全国高校野球大会をはじめ、多くの選手や関係者、観客が一同に集まる大会等の各種競技会は、公園利用者や周辺住民に混乱等を招く恐れがあるため、一般財団法人神奈川県高等学校野球連盟などの主催者や、関係機関と綿密な連絡調整、連携を図り、円滑な大会運営をサポートします。

イ 周辺教育機関等との連携

地元小学校との連携による「球根の植付け」やプール開催前の「ヤゴ取り」など、生き物や自然の大切さを学ぶ場として公園を利用できるよう連携を強化、促進します。

ウ 県の関係施策との連携

「スポーツとのふれあい、健康づくりの発信」を進めるにあたり、県が進めている「アスリートネットワーク」や「3033運動」などの事業との連携を図り、**プログラムの充実**を図ります。

エ かながわアートホールとの連携

園内の中心に位置するかながわアートホールは、年間を通じて音楽、演劇、舞台の練習や公演等、様々な芸術活動に利用されています。

園内に位置するという立地上のメリットを活かし、ホール前の噴水広場でのミニコンサートの開催、イルミネーション、アートフリマーなど、公園と芸術・文化を繋ぐ連携を図ります。

オ 警察消防機関との連携

公園内における事故や災害発生などの緊急時には警察署や消防署との連携を図ります。また、高校野球開催時の駐車場待ちの渋滞対策などにおいて警察署の協力を得るなど、日常の管理においても連携を図ります。

[平成 26 年度実施計画]

- H26 年度においても、上記関係機関と連携を深め、各種公園行事や施設の有効活用、園内警備の強化など公園管理が円滑に進むよう、連絡調整を強化します。
- 保土ヶ谷消防署指導のもと公園内での防災訓練や、保土ヶ谷区内の自衛消防隊や二輪車の訓練会等を継続実施していきます。

設備法定点検等一覧(保土ヶ谷公園)

点検項目		対象	点検回数	摘要法令	点検者
自家用電気工作物点検	月次点検	公園全体(アートホールを除く) ①高圧受電2箇所(535kw 275kw) ②自家用発電気設備2箇所 ③この他東電と5箇所契約 ④プール	11回/年	電気事業法第52条の保安規定による	電気主任技術者
	年次点検		1回/年		
建築物環境衛生管理	機械設備清掃(冷却塔)	硬式野球場	6回/年	建築物における衛生環境の確保に関する法律(ビル管理法)	建築物環境衛生管理技術者
	機械設備清掃(冷却水管殺菌)		1回/年		
	機械設備清掃(ウオータークーラー)		6回/年		
	衛生駆除(害虫防除)		2回/年		
	衛生駆除(ネズミ等)		2回/年		
	執務環境調査(空気環境測定)		6回/年	横浜市保健所の指導	
	執務環境検査(水質検査)		2回/年		
建築物等定期点検報告	建築物点検	硬式野球場・体育館・サッカー場・クラブハウス・プール	1回/3年	建築基準法	建築士または特殊建築物調査資格者
	建築設備点検	硬式野球場・体育館・サッカー場・クラブハウス	1回/年		
	建築設備点検・エレベーター	硬式野球場	1回/年		
消防用設備等点検	防火対象物	硬式野球場・管理事務所・資料館・体育館・サッカー場・ラグビー場	2回/年(3年に1回消防署へ報告)	消防法・横浜市消防条例	防火対象物点検資格者
	消防用設備	消火器・屋内消火栓・熱、煙、炎感知器・発信機・非常警報器具・誘導灯・防火扉・防火ダンパー・非常電源	2回/年	消防法・横浜市消防条例	消防設備士・消防設備点検資格者
	危険物関係	灯油地下タンク(1500ℓ) 軽油タンク(500ℓ・990ℓ)	1回/年	消防法・横浜市消防条例	危険物取扱の有資格者
防火管理	消防計画			消防法・横浜市消防条例	甲種防火管理者
保守点検(硬式野球場)	スコアボード	係員による保守点検	1回/月		
		専門業者による精密点検	2回/年		
	空調設備	全熱交換機等点検	1回/年		
		冷温水機等点検(地下灯油タンクは日常点検あり)	4回/年		
	シャワー室	給湯機設備点検	1回/年		
	冷温水機	ポンプ等点検	4回/年		
自動ドア	専門業者による保守点検	3回/年			
保守点検(その他)	アートホール前庭	噴水設備点検	6回/年		
	防災用井戸	ポンプ、小型発電機等点検、貯水槽の清掃	2回/年		
	電話交換機設備	電話交換機等保守点検	2回/年		
	遊具点検	遊具広場に設置の遊具点検	1回/年		
	自動ドア	管理事務所・資料館	3回/年		
	ろ過設備	プールろ過設備全般(電界次皿のみ)点検	2回/年		
	券売機	プール券売機点検	1回/年		
	循環機械設備	池・流れの循環機械保守点検	3回/年		
日常施設点検			随時		

委託予定業務一覧表

(単位:千円)

業務区分	業務名	業務内容	委託を行う理由	予算額 (概算)	選定方法、選定期間、選定方法の考え方
植物管理	高木剪定業務	高木の剪定業務	高度な技術と危険が伴うため	3,667	複数者の見積り合わせにより価格が最も低い額の業者を選定する。 地域の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
	中低木管理業務	刈込物・生垣の刈込業務			
	除草業務	草地の機械除草業務	広範囲に集中して人員を投入するため		
警備業務	通常警備	管理棟の有人警備	免許及び専門知識が必要なため	14,927	競争入札により価格が最も低い額の業者を選定する。 複数者の見積り合わせにより価格が最も低い額業者を選定する。
	巡回警備業務	公園内の有人警備業務			
	特別警備	高校野球大会時交通誘導警備			
施設管理	自家用電気工作物点検業務	自家用電気工作物の法定点検業務	免許及び専門知識が必要なため	67,516	地域の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。 競争入札により価格が最も低い額業者を選定する。 地域の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。 競争入札により価格が最も低い額業者を選定する。 競争入札により価格が最も低い額業者を選定する。
	設備点検業務	噴水設備・防災用井戸・電話交換機設備・ 流れる過装置等の 定期点検業務	専門技術と経験が必要なため		
	遊具点検業務	遊具の定期点検			
	設備管理業務	運動施設の設備管理	免許及び専門知識が必要なため		
	建物点検業務	建築設備等の定期点検			
	野球場グラウンド管理業務	硬式・軟式・少年野球場グラウンドのクレイ・芝生管理	専門技術と経験が必要なため		
	プール管理業務	プール監視・施設管理業務等			
清掃管理	建物清掃業務	管理棟・公園展示資料館等の床・ガラス清掃業務	専門技術と経験が必要なため	3,154	地域の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。 地域の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。 複数者の見積り合わせにより価格が最も低い額業者を選定する。 地域の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。 地域の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
	ゴミ処理業務	公園内で発生した廃棄物の搬出・処分業務	免許及び専門知識が必要なため		
	噴水	清掃管理			
	防災井戸	清掃管理(点検と合併)	免許及び専門知識が必要なため		
	池・流れ清掃	清掃管理			
駐車場運営業務	駐車場運営業務	駐車場料金徴収・整理案内誘導等の運営業務	専門技術と経験が必要なため	20,726	経験度が抱負な地域の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。